

## 令和4年度市民参画実施状況報告書

# 目次

<b>1 周南市市民参画推進審議会について</b>	<b>1</b>
(1) 設置目的	1
(2) 主な審議内容	1
(3) 市長への意見	1
(4) 例年の流れ	1
<b>2 市民参画について</b>	<b>1</b>
(1) 総則	1
(2) 市民参画の方法	3
(3) 市民参画の各方法の特徴	6
(4) 市民参画の実施状況の推移	8
(5) 市民参画の推進	8
(6) 昨年度の周南市市民参画推進審議会からの答申を受けて	10
<b>3 令和4年度の市民参画実施状況等について</b>	<b>11</b>
(1) 必須の施策（周南市市民参画条例第6条第1項に基づき実施）	11
(2) 任意の施策（周南市市民参画条例第6条第3項に基づき実施）	26
(3) その他の意見等把握の取組	131
<b>参考資料</b>	<b>133</b>
(1) 周南市市民参画条例	133
(2) 周南市市民参画条例施行規則	138

## 1 周南市市民参画推進審議会について

### (1) 設置目的

市民参画の適正な運用と市民参画を推進するうえで必要な事項を審議する。

### (2) 主な審議内容

- ア 市が緊急を要することを理由に市民参画を実施しなかったときの審議会への報告に関する事項
- イ 市民参画の実施状況の評価に関する事項
- ウ 周南市市民参画条例の運用状況に関する事項
- エ 市民参画の方法の研究及び改善に関する事項
- オ 周南市市民参画条例の見直しに関する事項
- カ 市民参画に関する基本的事項
- ※ 各施策の市民参画の実施状況の評価であり、各施策自体の評価ではない。

### (3) 市長への意見

市民参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

### (4) 例年の流れ

- ① 市長から市民参画の実施状況の評価についての諮問を受ける。
- ② 周南市市民参画推進審議会内で審議する。
  - ・ 各委員が評価
  - ・ 会議で意見交換
  - ・ 担当課へのヒアリング 等
- ③ 市長に市民参画の実施状況の評価について答申する。
- ④ 市民参画の実施状況と評価の結果は、市のホームページで公表される。

## 2 市民参画について

### (1) 総則

#### ア 周南市市民参画条例における用語の定義

##### ◎市民参画

市の機関が行う施策に市民の意見等を反映させるため、企画立案から実施、評価に至るまで、市民が主体的に参画すること

##### ◎市民

- ・ 市内に住む人、働く人、学ぶ人
- ・ 市内に事務所又は事業所を有するもの

#### イ 市民参画の基本原則

- ◎市民が自らの意思と責任の下に行う。
- ◎市民が平等に参画することができる。

◎市民と市の機関が対等な立場で相互の役割を理解し尊重しながら行う。

◎市民と市の機関が市政に関する情報を共有することにより行う。

## ウ 市の機関と市民の責務

◎市の機関

- ・市政に関する情報を積極的に市民に提供するよう努める。
- ・市民参画の機会を積極的に設けるよう努める。
- ・市民の意向を的確に把握し、施策に反映させるよう努める。

◎市民

- ・進んで参画し自らの知識や経験を市政に生かしていくよう努める。
- ・自らの発言と行動に責任を持って参画するよう努める。
- ・公共の利益を図ることを基本としてお互いの意見を尊重しあいながら参画するよう努める。

## エ 実施にあたり配慮すること

◎適切な方法（必要な場合は複数の方法）により実施する。

◎高度な専門性を必要とする施策については、深い知識と経験を持つ市民の参画が得られるようにする。

◎地域性を有する施策については、対象となる地域の市民の参画が得られるようにする。

◎市民参画の実施結果を施策の決定に生かすことができる適切な時期に実施する。

◎市民参画を実施しようとするときは、施策に関する情報を適切な時期に公表する。

◎市民の意見等を尊重し、検討する。

## オ 市民の意識や意見の把握について

市民参画の実施以外にも適切な方法により、広く市民の意識や意見を把握するよう努める。

## カ 市民参画の対象施策について

◎市民参画の対象施策（必須の施策）

次のいずれかに該当する施策は市民参画を実施する（周南市市民参画条例第6条第1項）。

- ・市の基本構想、基本計画、市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- ・市政の基本的な方針を定める条例の制定又は改廃
- ・市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例の制定又は改廃
- ・広く市民に適用され、市民生活や事業活動に直接、重大な影響を与える制度の導入又は改廃
- ・広く市民が利用する大規模な公共施設の設置に関する計画等の策定又は変更

◎市民参画の対象施策以外の施策（任意の施策）

市民参画の対象施策でなくても、市民参画を実施することができる（周南市市民参画条例第6条第3項）。

## **(2) 市民参画の方法**

### **ア パブリック・コメント**

施策を定めるとき、その原案を公表して、書面等により広く意見を求め、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を公表する方法

#### 実施するときの公表について

##### ◎公表する事項

- ・ 施策の案の名称
- ・ 施策の案及びその案に関する資料
- ・ 意見を提出できるもの
- ・ 意見の提出先、提出期間及び提出手段
- ・ 意見を提出する場合の記載事項
- ・ 提出された意見の検討結果の公表の仕方
- ・ 施策の案等の閲覧方法及び閲覧場所

##### ◎公表の方法

市広報紙、市ホームページ、ケーブルテレビ、掲示場、情報公開窓口 等の中から2つ以上の方法で公表する。

#### 実施について

##### ◎意見の提出期間

公表の日から原則として1箇月

##### ◎意見の提出手段

- ・ 書面持参
- ・ 郵便
- ・ ファクシミリ
- ・ 電子メール

#### 実施後の公表について

##### ◎公表する事項

- ・ 意見の概要及び市の機関の考え方
- ・ 施策の案の修正内容（修正したとき）

##### ◎公表の方法

市広報紙、市ホームページ、ケーブルテレビ、掲示場、情報公開窓口 等の中から2つ以上の方法で公表する。

## イ 市民説明会

施策を定めるとき、市民に事業決定の前に考えを説明し、市民の意見等を聴取し、又は討議する方法

### ◎公表する事項

	実施前の公表	実施後の公表
集会の名称	○	○
開催日時及び場所	○	○
集会の議題（テーマ）	○	○
参加できるもの	○	○
集会の内容		○
参加者数		○
公表の時期	開催日の2週間前まで	終了後速やかに

### ◎公表の方法等

- ・市広報紙、市ホームページ、ケーブルテレビ、掲示場、情報公開窓口 等の中から2つ以上の方法で公表する。
- ・情報公開条例に定める不開示情報を除き次の事項を公表する。

## ウ ワークショップ

施策を定めるとき、市民と市の機関又は市民同士が問題点を共有し、認識しながら、相互に議論、共同作業などを通して、案を作り上げていく方法

### ◎公表する事項

	実施前の公表	実施後の公表
集会の名称	○	○
開催日時及び場所	○	○
集会の議題（テーマ）	○	○
参加できるもの	○	
集会の内容		○
参加者数		○
公表の時期	開催日の2週間前まで	

### ◎公表の方法

- ・市広報紙、市ホームページ、ケーブルテレビ、掲示場、情報公開窓口 等の中から2つ以上の方法で公表する。
- ・情報公開条例に定める不開示情報を除き次の事項を公表する。

## エ 審議会等

委員の中に市民を含む審議会等に、市の機関が諮問等を行うことにより意見を求める方法  
会議の公表

### ◎公表する事項

- ・会議の名称
- ・議題
- ・開催日時及び会場
- ・傍聴者の定員及び決定方法

### ◎公表の方法

情報公開窓口と市ホームページにより公表する。

### ◎公表の時期

開催日前7日までに開催を公表するよう努める。

## 会議の公開について

原則として公開する。※次の場合は部分公開又は非公開とする。

- ・法令等に特別の定めがある場合
- ・不開示情報が含まれる事項について審議、調査等を行う場合
- ・会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合

## 委員の公募の推進

全委員数の20%以上の公募委員の枠を設定し、公募に努める。※次の場合は公募を行わないことができる。

- ・行政処分に関する審議等を行うとき
- ・住民の権利を制限する内容に関する審議等を行うとき
- ・その他に委員の公募が適当でないと認められるとき

※応募がなかった場合に、指名その他の方法により委員を選任することができる。

## オ その他

アンケート、ヒアリング、公聴会、モニター、フォーラム、シンポジウム、意見・作文・アイデア等の募集 など

### (3) 市民参画の各方法の特徴

方法	長所	短所	実施を検討する例
パブリック・コメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎施策の意思決定過程における公平性の確保や、透明性の向上を図ることができる。</li> <li>◎いつでも誰でも容易に参画が可能である。</li> <li>◎比較的短期間で広く多様な意見を得ることができる。</li> <li>◎議会審議の前段階で民主的過程を付加することで審議充実に寄与する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎市民と行政が互いに意図を誤解したままコミュニケーションが終了することのないよう配慮する必要がある。</li> <li>◎実施にあたり、施策の案だけでなく、市民がその内容を十分に理解することができよう十分に配慮する必要がある。</li> <li>◎市民以外の者が容易に意見を提出することができる。</li> <li>◎組織的な意見の提示がされることがある。</li> </ul>	<p>施策の案に対する市民の意見を広く聴取したい場合</p> <p><u>実施例</u> 周南市犯罪被害者等支援計画の策定 周南市住生活基本計画の改正 新南陽総合支所庁舎建設基本設計の作成</p>
市民説明会	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎対面の方法で施策の説明し、直接生の声を聞くことができる。</li> <li>◎質疑応答を通じて、市民と直接的にコミュニケーションをとることから、信頼関係の醸成に寄与する。</li> <li>◎市と参加者、市民同士が議論を深め、合意形成を図ることができる。</li> <li>◎関心の高い施策の場合は多くの参画を得ることが期待できる。</li> <li>◎参画への意識が高くなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎多くの参画が得られるよう、複数日の開催や参加しやすい日時の設定に配慮する必要がある。</li> <li>◎参加をするのに時間と労力を要す。</li> </ul>	<p>施策の案に対する市民の意見を広く聴取したい場合で、次のいずれにも該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎市民の関心が高く、多くの参画が得られる見込みがある場合</li> <li>◎対面の方法により施策について説明する必要がある場合</li> </ul> <p><u>実施例</u> 鹿野観光交流拠点施設整備構想の策定 新南陽総合支所庁舎建設基本設計の作成</p>

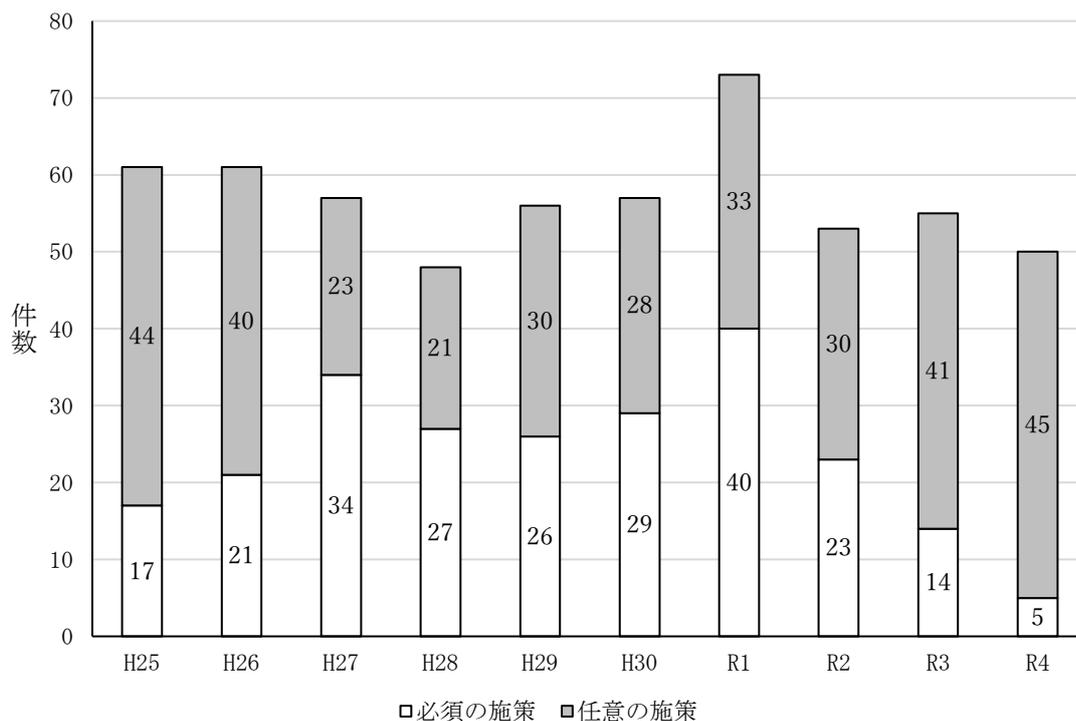
方法	長所	短所	実施を検討する例
ワークショップ	<p>◎参加者が現場を見ながら議論したり、課題や解決案を見出したりといった参加体験等を通して合意形成を図るため、参画への意識が高まる。</p> <p>◎説明する過程に入れることで、施策について十分に理解してもらい、質の高い意見を得やすい。</p>	<p>◎参画する市民の人数に限られる。</p> <p>◎目的が的確に達成されるよう、ふさわしい人材の選任に配慮する必要がある。</p> <p>◎参加者の一部の意見のみが採用されることがないよう配慮する必要がある。</p> <p>◎技量の高いファシリテーターが必要とされる。</p>	<p>◎施策の案を作り上げる過程</p> <p>◎地域課題の解決</p> <p><u>実施例</u></p> <p>シテイプロモーションの推進（令和3年度）</p> <p>スマートシティの推進（令和3年度）</p>
審議会等	<p>◎専門家、学識経験者、市民など様々な立場の者の意見を得て合意形成を図ることができる。</p> <p>◎委員の合議による答申・提言等を受けることから、会議運営及び策定過程の民主制の確保、学識経験者等の参画による専門知識の導入、関係者の利害調整などを図ることができる。</p> <p>◎委員に説明する過程を入れることで、施策について十分に理解してもらい、質の高い意見を得やすい。</p>	<p>◎参画する市民の人数に限られる。</p> <p>◎設置目的が的確に達成されるよう、ふさわしい人材の選任に配慮する必要がある。</p> <p>◎参加者の一部の意見のみが採用されることがないよう配慮する必要がある。</p>	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>◎法律や条例の規定により審議会等の設置が定められている場合</p> <p>◎専門家、学識経験者、市民など様々な見地から合意形成を図る必要がある場合</p> <p>◎関係者の利害調整を図る必要がある場合</p> <p><u>実施例</u></p> <p>第2期周南市子ども・子育て支援事業計画中間年の見直し</p> <p>周南都市計画の変更</p> <p>周南市立地適正化計画の変更、進捗管理</p>

#### (4) 市民参画の実施状況の推移

##### ア 施策の区分別の推移

(件)

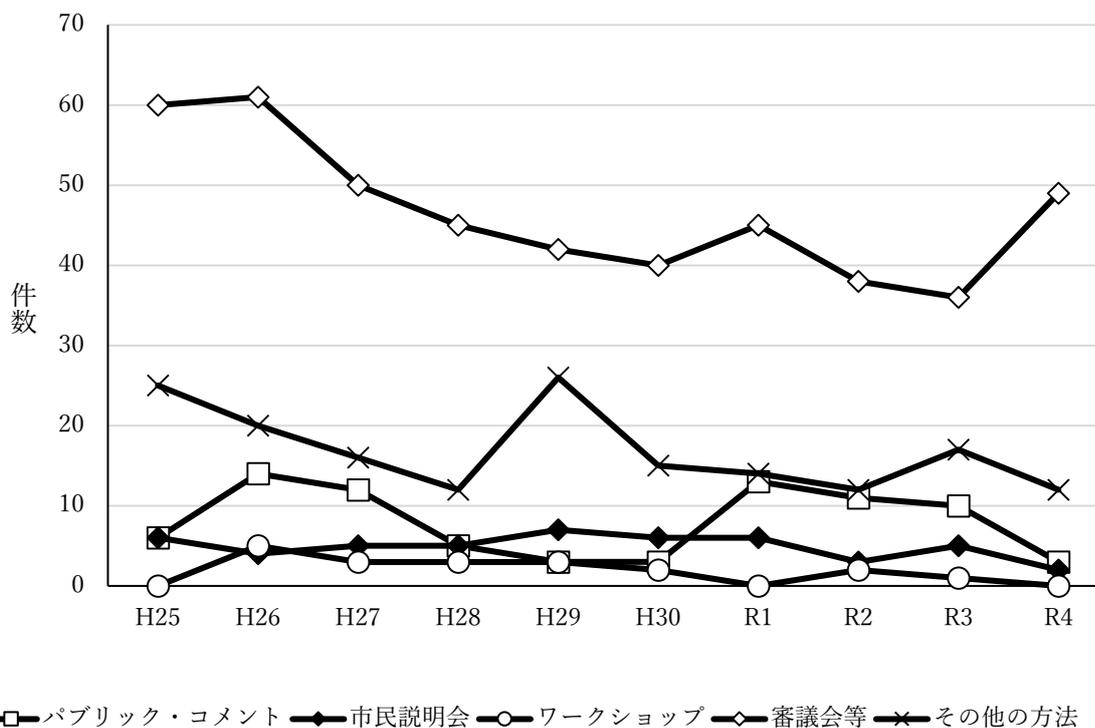
区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
必須の施策	17	21	34	27	26	29	40	23	14	5
任意の施策	44	40	23	21	30	28	33	30	41	45
合計	61	61	57	48	56	57	73	53	55	50



##### イ 方法別の推移

(件)

方法	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
パブリック・コメント	6	14	12	5	3	3	13	11	10	3
市民説明会	6	4	5	5	7	6	6	3	5	2
ワークショップ	0	5	3	3	3	2	0	2	1	0
審議会等	60	61	50	45	42	40	45	38	36	46
その他の方法	25	20	16	12	26	15	14	12	17	12
アンケート	13	9	7	6	10	6	8	6	6	1
その他	12	11	9	6	16	9	6	6	11	11
合計	97	104	86	70	81	68	78	66	69	63



## (5) 市民参画の推進

### ア 市民参画の実施担当課と市民の声を聞く課の連携

市民の声を聞く課と市民参画の実施担当課が連携することで、市民参画の適正な実施に努めています。

◎毎月、市民の声を聞く課が市民参画の実施予定を確認し、必要に応じて市民参画の実施担当課に対して助言及び指導

◎市民参画の適正な実施や普及啓発を図るため、市民の声を聞く課が必要に応じて各課に通知

### イ 職員研修

市の職員を対象とした職員研修を実施することで、市民参画を適正に実施できる人材の育成を図っています。

#### 令和4年度の実施実績

開催日	参加対象者	参加者数
令和4年6月16日 ～令和4年8月19日	主に係長級職員	117人

### ウ SNSによる情報発信の推進

市民参画の方法のうち、パブリック・コメントと市民説明会の実施について、SNSを用いて市民に情報発信をすることで、多様な意見を得ることができるよう努めています。

## **(6) 昨年度の周南市市民参画推進審議会からの答申を受けて**

### ア 市民参画の実施が必須の施策について

市民参画の各方法の実施において、周南市市民参画条例の規定をおおむね遵守し、実効性のあるものとなっているとの評価を頂きました。引き続き、規定の遵守と実効性の確保に努めています。一方、審議会等に公募委員がいないことや新型コロナウイルス感染拡大の状況における市民参画のあり方を問う意見がありました。公募に努めるとともに、施策に関する情報や市民参画の実施の公表の徹底など改善に取り組んでいます。

### イ 市民参画の実施が任意の施策について

市民参画の各方法において、周南市市民参画条例の規定をおおむね遵守しているとの評価を頂きました。引き続き、規定の遵守に努めています。一方、必須の施策と同様に審議会等に公募委員がいないことや新型コロナウイルス感染拡大の状況における市民参画のあり方を問う意見がありました。公募に努めるとともに、施策に関する情報や市民参画の実施の公表の徹底など改善に取り組んでいます。

### ウ その他、市民の意識や意見の把握の状況について

市民参画の方法について、能動的に市民に対して意見等の提出を働きかけること、必要に応じて複数回実施すること、様々な世代に適した公表に努める必要性等について意見を頂きました。将来のまちづくりを担う若者から高齢者まで様々な世代の市民が関心を持ち、実効性の高い市民参画につながるよう努めてまいります。

### 3 令和4年度の市民参画実施状況等について

#### (1) 必須の施策（周南市市民参画条例第6条第1項に基づく実施） ※全5施策

通番	施策	部	課	パブリック・コメント	審議会等	ワークショップ	市民説明会	アンケート	その他
1	周南市犯罪被害者等支援計画の策定	環境生活部	生活安全課	○	○				
2	第2期周南市子ども・子育て支援事業計画中間年の見直し	こども局	次世代政策課		○				
3	周南市住生活基本計画の改正	建設部	住宅課	○	○				
4	周南都市計画の変更	都市整備部	都市政策課		○				
5	周南市立地適正化計画の変更、進捗管理	都市整備部	都市政策課		○				

2 5 0 0 0 0

# 1 周南市犯罪被害者等支援計画の策定

環境生活部 生活安全課

施策の概要	犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図ることで平穏な生活を取り戻し、犯罪被害者等が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため、市条例に基づき犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって犯罪被害者等の心に寄り添い、受けた被害の早期回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、市民等が安全に安心して暮らすことができる互いに支え合う地域社会の実現に寄与することを目的として策定する。			
施策の開始年度	令和4年度			
施策が属する事業の名称	犯罪被害者等支援事業費			
施策自体の根拠法令等	周南市犯罪被害者等支援条例第7条			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策1（市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更）			
任意の場合に市民参画を実施した理由	-			
市民参画の方法	○	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	-	その他
市民参画の方法を選択した理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な市民の意見を得て施策に反映するため、パブリック・コメントの方法を選択した。</li> <li>・学識経験者、関係機関に属する者、市民など様々な見地から合意形成を図るため協議会の方法を選択した。</li> </ul>			
施策に関する情報の公表	ホームページ、市本庁情報公開窓口、SNSにより公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	提出された意見は、特定の市民からのものが大部分を占めており、市民の総意を確認するものには至らなかった。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	既に計画内に記載されていた意見であるため、反映はしていない。			
令和3年度までの市民参画の実施状況	令和3年度に周南市犯罪被害者等支援条例制定における懇話会、パブリック・コメントを実施した。			

◎パブリック・コメントの詳細

施策の案の名称	周南市犯罪被害者等支援計画（案）
実施について	
意見提出期間	令和5年1月30日～令和5年2月28日
意見提出手段	書面持参、郵便、ファクシミリ、電子メール
実施の適否	○
実施時の公表について	
公表事項	施策の案の名称、施策の案及びその案に関する資料、意見を提出できるもの、意見の提出先、提出期間及び提出手段、意見を提出する場合の記載事項、提出された意見の検討結果の公表の仕方、施策の案等の閲覧方法及び閲覧場所
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け、SNSへの掲載
公表の適否	○
実施後について	
公表事項	意見の概要、市の機関の考え方
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け
公表の適否	○
意見の提出状況	提出者数1、意見数9
意見の検討結果	修正なし

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市犯罪被害者等支援推進協議会
設置目的	犯罪被害者等の支援に係る専門的な意見を聴取するため、協議会は、計画の策定及び推進に関する事項について意見交換を行う。
審議会等を設置する根拠	周南市犯罪被害者等支援推進協議会設置要綱第1条
会議開催回数 (書面開催含む)	会議2回、書面会議-回、オンライン会議-回
書面会議とした理由	-
会議の議題	第1回会議：周南市犯罪被害者等支援計画の策定及び推進についての意見交換 第2回：周南市犯罪被害者等支援計画の策定及び推進についての意見交換
会議の公開状況	全部の会議を非公開
部分公開・非公開の理由	不開示情報が含まれる事項について審議、調査等を行う場合
開催前の公表について	
公表事項	-
開催前7日前までの公表	公表していない
遅滞した理由又は公表しない理由	周南市情報公開条例第7条(1)個人に関する情報(犯罪被害者等の個人情報)を含むため。
公表方法	-
公表の適否	×
開催後の公表について	
公表方法	-
公表の適否	×
委員の構成	学識経験者1人、公募による市民1人、公募以外の委員6人
公募以外の委員の内訳	犯罪被害者等の支援に係る関係機関に属する者4名、犯罪被害者等又はこれらの者が組織する団体の構成員2名
委員の公募をしたか	公募した
公募していない理由	-
委員定数に対する公募委員の枠20%以上に設定したか	20%未満
20%未満となった理由	公募以外の委員に犯罪被害者御遺族の方がおられ、また犯罪被害者の個人情報や利害関係人が公募により選定されかねないなど、非常に難しいことによるため。
備考	

## 2 第2期周南市子ども・子育て支援事業計画中間年の見直し

こども局 次世代政策課

施策の概要	今後推進していく子ども・子育ての支援施策の方向性や目標を総合的に定めた、子ども子育て支援事業計画の中間年の見直しを行う。			
施策の開始年度	第2期計画の開始年度：令和2年度 第2期計画の見直し年度：令和4年度			
施策が属する事業の名称	児童福祉総務費			
施策自体の根拠法令等	子ども・子育て支援法第72条第1項			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策1（市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更）			
任意の場合に市民参画を実施した理由	-			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	-	その他
市民参画の方法を選択した理由	専門家、学識経験者、市民などの様々な見地から合意形成を図るため、審議会の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	市民参画の実施に合わせて公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	計画の見直しのみならず、今後の施策の展開に関わる貴重な意見を得ることができた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	計画の見直し案について承認を受け、計画の見直しを行った。			
令和3年度までの市民参画の実施状況	毎年、子ども・子育て支援事業計画の進捗管理を行い、子ども関連施策についての意見を聴取している。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市こども育成支援対策審議会
設置目的	次に掲げる事項について、調査し、審議し、及び連絡調整をするため。 (1) 次世代育成支援対策の推進に関すること。 (2) 青少年健全育成の推進に関すること。 (3) 次世代育成支援周南市行動計画に関すること。 (4) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項に掲げる事務に関すること。
審議会等を設置する根拠	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項 周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例第1条
会議開催回数 （書面開催含む）	会議3回、書面会議-回、オンライン会議-回
書面会議とした理由	-
会議の議題	第1回：(1) 第2期周南市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について (2) 第2期周南市子ども・子育て支援事業計画中間年の見直しの進め方について 第2回：(1) 「第2期周南市子ども・子育て支援事業計画」中間年の見直し案について (2) 「周南市地域子育て支援拠点施設分類別計画案」及び「周南市児童クラブ施設分類別計画案」について 第3回：(1) 第2期周南市子ども・子育て支援事業計画中間年の見直し案について (2) 特定教育・保育施設の利用定員の変更について
会議の公開状況	全ての会議を公開
部分公開・非公開の理由	-
開催前の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法
開催前7日前までの公表	遅滞なし
遅滞した理由又は公表しない理由	-
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
開催後の公表について	
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
委員の構成	学識経験者2人、公募による市民3人、公募以外の委員7人
公募以外の委員の内訳	団体推薦7名

委員の公募をしたか	公募した
公募していない理由	-
委員定数に対する公募委員の枠20%以上に設定したか	20%以上
20%未満となった理由	-
備考	

### 3 周南市住生活基本計画の改正

建設部 住宅課

施策の概要	社会変化や国・県の計画改定を踏まえながら、本市の特性に応じた住宅対策を計画的かつ総合的に推進することを目的として計画を改正する。			
施策の開始年度	平成 29 年度			
施策が属する事業の名称	住生活基本計画策定事業費			
施策自体の根拠法令等	住生活基本計画（全国計画） 山口県住宅マスタープラン			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策 1（市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更）			
任意の場合に市民参画を実施した理由	-			
市民参画の方法	○	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	-	その他
市民参画の方法を選択した理由	専門家、学識経験者、市民など様々な見地から合意形成を図るため審議会等の方法と、多様な市民の意見を得て施策に反映するため、パブリック・コメントの方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	パブリック・コメントでは多くの意見を得ることが出来た。一方、提出された意見は、特定の市民からのものが大部分を占めており、市民の総意を確認するには至らなかった。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	文章の修正や追記という意見は反映したが、他の計画で検討する内容の意見については反映していない。			
令和 3 年度までの市民参画の実施状況	令和 4 年度に開始した施策であるため、令和 3 年度以前は市民参画を実施していない。			

◎パブリック・コメントの詳細

施策の案の名称	周南市住生活基本計画
実施について	
意見提出期間	令和5年2月1日～令和5年3月1日
意見提出手段	書面持参、郵便、ファクシミリ、電子メール
実施の適否	○
実施時の公表について	
公表事項	施策の案の名称、施策の案及びその案に関する資料、意見を提出できるもの、意見の提出先、提出期間及び提出手段、意見を提出する場合の記載事項、提出された意見の検討結果の公表の仕方、施策の案等の閲覧方法及び閲覧場所
公表方法	ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け、SNSへの掲載
公表の適否	○
実施後について	
公表事項	意見の概要、市の機関の考え方
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
意見の提出状況	提出者数2、意見数42
意見の検討結果	修正あり。文章の修正や追記という意見を反映させた。

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	住生活基本計画検討委員会
設置目的	住宅政策を計画的かつ総合的に推進するための基本となる「周南市住生活基本計画」を改訂する上で必要な事項を審議する。
審議会等を設置する根拠	周南市住生活基本計画検討委員会設置要綱 第1条第1項
会議開催回数 (書面開催含む)	会議3回、書面会議1回、オンライン会議1回
書面会議とした理由	-
会議の議題	第1回会議：計画の概要・現状分析・構成案についての審議 第2回会議：計画の構成・施策・成果指標についての審議 第3回会議：パブリック・コメントの実施結果についての審議
会議の公開状況	全ての会議を公開
部分公開・非公開の理由	-
開催前の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法
開催前7日前までの公表	遅滞なし
遅滞した理由又は公表しない理由	-
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
開催後の公表について	
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
委員の構成	学識経験者1人、公募による市民2人、公募以外の委員4人
公募以外の委員の内訳	住宅の専門家1名、社会福祉関係者1名、山口県職員1名、周南市職員1名
委員の公募をしたか	公募した
公募していない理由	-
委員定数に対する公募委員の枠20%以上に設定したか	20%以上
20%未満となった理由	-
備考	

#### 4 周南都市計画の変更

都市整備部 都市政策課

施策の概要	周南市における都市づくりのビジョンを確立し、都市生活などを支える諸施設の計画等の整備方針を定める。			
施策の開始年度	-			
施策が属する事業の名称	都市計画一般事務費			
施策自体の根拠法令等	都市計画法			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策1（市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更）			
任意の場合に市民参画を実施した理由	-			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	-	その他
市民参画の方法を選択した理由	都市施設の範囲の変更であり、比較的軽微なものであるが、都市計画の変更にあたっては、都市計画法に基づき都市計画審議会に諮ることが必須であるため、都市計画審議会を行った。			
施策に関する情報の公表	ホームページで計画や施策の概要について常時公表し、随時最新情報に更新した。審議会の実施に合わせて公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	審議会では議案に対する質問があり、参加者の理解が深まった。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	議案に賛同されたので特になし。			
令和3年度までの市民参画の実施状況	必要に応じて、都市計画に関し審議会に諮問し答申を受けている。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市都市計画審議会
設置目的	本市が定める都市計画および都市計画について本市が県知事に提出する意見などに関して必要な事項を審議する。
審議会等を設置する根拠	都市計画法第77条の2第1項 周南市都市計画審議会条例
会議開催回数 (書面開催含む)	会議1回、書面会議-回、オンライン会議-回
書面会議とした理由	-
会議の議題	諮問：周南都市計画下水道の変更について 報告事項：周南市立地適正化計画の改定について
会議の公開状況	全ての会議を公開
部分公開・非公開の理由	-
開催前の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法、傍聴の受付時間
開催前7日前までの公表	遅滞なし
遅滞した理由又は公表しない理由	-
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
開催後の公表について	
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
委員の構成	学識経験者6人、公募による市民1人、公募以外の委員11人
公募以外の委員の内訳	市議会議員5名、関係行政機関の職員3名、本市の市民（公募以外）3名（公募枠数に応募者数が満たないため）
委員の公募をしたか	公募した
公募していない理由	-
委員定数に対する公募委員の枠20%以上に設定したか	20%以上
20%未満となった理由	-
備考	

## 5 周南市立地適正化計画の変更、進捗管理

都市整備部 都市政策課

施策の概要	急速な人口減少、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応するコンパクトシティの実現に向けた計画の策定、進捗管理を行う。			
施策の開始年度	平成 28 年度			
施策が属する事業の名称	都市計画一般事務費			
施策自体の根拠法令等	都市再生特別措置法 第 81 条			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策 1（市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更）			
任意の場合に市民参画を実施した理由	-			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	-	その他
市民参画の方法を選択した理由	専門家、関係団体、市民などの意見を得て、計画、施策に反映するため。			
施策に関する情報の公表	ホームページで計画や施策の概要について常時公表し、随時最新情報に更新した。協議会の実施に合わせて公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	協議会では議案に対して多数の質問、意見をいただき、計画変更に向けて有意義な会議となった。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	変更計画素案の検討段階であるため、直接的な反映には至っていない。			
令和 3 年度までの市民参画の実施状況	例年、計画、施策の進捗状況について報告している。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市都市再生推進協議会
設置目的	急速な人口減少、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応するため、立地適正化計画の策定及び推進を目的とする。
審議会等を設置する根拠	都市再生特別措置法 第117条 周南市都市再生推進協議会設置要綱
会議開催回数 (書面開催含む)	会議2回、書面会議-回、オンライン会議-回
書面会議とした理由	-
会議の議題	第1回会議：(1)周南市立地適正化計画の進捗状況について、(2)居住促進区域の災害リスク分析について 第2回会議：(1)居住促進区域の見直し検討について、(2)地区ごとの課題を踏まえた取組の検討について
会議の公開状況	全ての会議を公開
部分公開・非公開の理由	-
開催前の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法、傍聴の受付時間
開催前7日前までの公表	遅滞なし
遅滞した理由又は公表しない理由	-
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
開催後の公表について	
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
委員の構成	学識経験者3人、公募による市民1人、公募以外の委員13人
公募以外の委員の内訳	商工会議所、社会福祉協議会など関係団体の代表者10名、自治会連合会など3名（公募枠数に応募者数が満たないため）
委員の公募をしたか	公募した
公募していない理由	-
委員定数に対する公募委員の枠20%以上に設定したか	20%以上
20%未満となった理由	-
備考	



(2) 任意の施策（周南市市民参画条例第6条第3項に基づき実施） ※全45施策

通番	施策	部	課	パブリック・コメント	審議会等	ワークショップ	市民説明会	アンケート	その他
6	市議会議員及び市長の政治倫理に関する審査、調査	総務部	法務コンプライアンス課		○				
7	第2期周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる施策の評価	企画部	企画課		○				
8	スマートシティの推進	企画部	スマートシティ推進課		○				○(4)
9	第4次周南市政財政改革大綱 行財政改革プランの進行管理	財政部	財政課		○				
10	市民参画の推進	シテイナーネットワーク推進部	市民の声を聞く課		○				
11	シテイプロモーションの推進	シテイナーネットワーク推進部	シテイプロモーション課						○
12	地域づくりの推進	地域振興部	地域づくり推進課		○				
13	地域創発事業の補助対象事業の審査並びに採択事業実施後の評価及び助言	地域振興部	地域づくり推進課		○				
14	国際交流サロン・フェスタの開催	地域振興部	観光交流課						○
15	鹿野観光交流拠点施設整備構想の策定	地域振興部	観光交流課				○		
16	ごみのないきれいなまちづくりの推進	環境生活部	環境政策課						○
17	野犬等対策の推進	環境生活部	環境政策課						○(2)
18	環境基本計画の推進	環境生活部	環境政策課		○				
19	環境の保全等に関する施策の推進	環境生活部	環境政策課		○				
20	ごみ対策の推進	環境生活部	リサイクル推進課		○				

通番	施策	部	課	パブリック・コメント	審議会等	ワークショップ	市民説明会	アンケート	その他
21	人権施策の推進	環境生活部	人権推進課		○				
22	男女共同参画の推進	環境生活部	人権推進課		○				
23	隣保館の運営	環境生活部	人権推進課		○				
24	地域福祉計画の進捗状況の評価	こども・福祉部	地域福祉課		○				
25	地域包括支援センターの運営	こども・福祉部	地域福祉課		○				
26	第9次老人保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に掲げる事業の進捗管理	こども・福祉部	高齢者支援課		○				
27	地域の障害福祉に関するシステムづくり	こども・福祉部	障害者支援課		○				
28	地域密着型サービス事業の運営の適正化	こども・福祉部	指導監査室		○				
29	健康づくりの推進	健康医療部	健康づくり推進課		○				
30	水素エネルギー利活用の推進	産業振興部	商工振興課		○				
31	木質バイオマス材利活用の推進	産業振興部	商工振興課		○				
32	周南市地方卸売市場の運営	産業振興部	農林課		○				
33	地産地消の促進	産業振興部	農林課		○				
34	周南市地方卸売市場水産物市場の運営	産業振興部	水産課		○				
35	空家等対策の推進	建設部	住宅課		○				

通番	施策	部	課	パブリック・コメント	審議会等	ワークショップ	市民説明会	アンケート	その他
36	富田西部第一土地区画整理事業の推進	都市整備部	市街地整備課		○				
37	新南陽総合支所庁舎建設基本設計の作成	新南陽総合支所	新南陽総合支所 地域政策課	○			○		
38	採用試験に関するポスターの作成	消防本部	消防総務課						○
39	社会教育の奨励	教育部	生涯学習課		○				
40	二十歳の記念式典の企画及び運営	教育部	生涯学習課						○
41	青少年育成センターの運営	教育部	生涯学習課		○				
42	大田原自然の家の管理運営	教育部	生涯学習課		○				
43	教育集会所の運営	教育部	人権教育課					○	
44	地域人権教育の推進	教育部	人権教育課		○				
45	コミュニティ・スクールの推進	教育部	学校教育課		○				
46	コミュニティ・スクールを核とした地域のネットワークの強化、地域とともにある学校づくりの推進	教育部	学校教育課		○				
47	学校部活動の円滑な地域移行に向けた環境構築	教育部	学校教育課		○				
48	周南市立学校給食センターの運営	教育部	学校給食課		○				
49	学校給食の献立及び物資の選定等	教育部	学校給食課		○(6)				
50	図書館の管理及び運営	教育部	中央図書館		○				

1 41 0 2 1 11

## 6 市議会議員及び市長の政治倫理に関する審査、調査

総務部 法務コンプライアンス課

施策の概要	周南市の市議会議員及び市長が、政治倫理の確立と向上に努め、その権限又は地位の影響力を不正に行使して、自己又は特定のものの利益を図ることのないよう必要な措置を講ずることにより、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民も市政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与する。			
施策の開始年度	平成 17 年度			
施策が属する事業の名称	政治倫理審査会			
施策自体の根拠法令等	周南市政治倫理条例			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策以外の施策			
任意の場合に市民参画を実施した理由	審査会設置の趣旨から、委員は専門的知識を有する者及び有権者の内から選任する（条例で規定）			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	-	その他
市民参画の方法を選択した理由	専門家、学識経験者、市民など様々な見地から合意形成を図るため審議会等の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	市民参画の実施に併せて公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	議員及び市長が市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民も市政に対する正しい認識と自覚を持つことにより、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することができた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	審査等を実施したのち、委員全員の意見を反映させた意見書を作成している。			
令和 3 年度までの市民参画の実施状況	毎年度、議員及び市長の資産等報告書等に関し市長から審査等の求めがあるため、審査等を実施し、その結果を記載した意見書を作成し、市長に提出している。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市政治倫理審査会
設置目的	市長の審査等の求めに関し、議員、市長の政治倫理に関する調査及び審査を実施し、その結果を記載した意見書を市長に提出する。
審議会等を設置する根拠	周南市政治倫理条例第 11 条
会議開催回数 (書面開催含む)	会議-回、書面会議 2 回、オンライン会議-回
書面会議とした理由	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会議の開催を取りやめ、やむを得ず書面決議の方法をとった。
会議の議題	第 1 回会議：議員及び市長の資産等報告書等の審査について 第 2 回会議：議員の資産等補充報告書の審査について
会議の公開状況	全部の会議を非公開
部分公開・非公開の理由	-
開催前の公表について	
公表事項	-
開催前 7 日前までの公表	公表していない
遅滞した理由又は公表しない理由	新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面決議とし、会議の開催を取りやめたため（コロナ?）
公表方法	-
公表の適否	×
開催後の公表について	
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
委員の構成	学識経験者 5 人、公募による市民-人、公募以外の委員 2 人
公募以外の委員の内訳	指名 2 名（公募枠数に応募者数が満たなかったため、市が福祉、地域づくり活動、教育分野等で幅広く活躍されている市民の中から 2 名を指名した。）
委員の公募をしたか	公募した
公募していない理由	-
委員定数に対する公募委員の枠 20%以上に設定したか	20%以上
20%未満となった理由	-
備考	

## 7 第2期周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる施策の評価

企画部 企画課

施策の概要	本市におけるまち・ひと・しごとの好循環を確立するため、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望及び今後5か年の目標や具体的な施策をまとめた第2期周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略の実施状況・進捗状況について確認し、評価する。			
施策の開始年度	平成28年度			
施策が属する事業の名称	企画管理事務費			
施策自体の根拠法令等	まち・ひと・しごと創生法			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策以外の施策			
任意の場合に市民参画を実施した理由	周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる施策について広く意見を聴取するため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	-	その他
市民参画の方法を選択した理由	専門的見地を有する委員から幅広い意見や提案を受けて施策の評価を行い、総合戦略の推進を図るため、審議会等の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	ホームページ及び情報公開窓口で公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	総合戦略に掲げる施策の評価にあたり、専門的見地を有している委員から幅広く意見及び提案を受けることができた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	施策の方向性を決定するにあたり、審議会等で得られた意見、提案を参考にしている。			
令和3年度までの市民参画の実施状況	毎年度、本件にかかる戦略会議を開催し、委員より意見、提案を受けている。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	第2期周南市まち・ひと・しごと創生戦略会議
設置目的	周南市人口ビジョン及び周南市総合戦略の策定及び推進に当たり、専門的見地から幅広く意見又は提案を受けるため。
審議会等を設置する根拠	第2期周南市まち・ひと・しごと創生戦略会議設置要綱 第1条第1項
会議開催回数 (書面開催含む)	会議2回、書面会議-回、オンライン会議-回
書面会議とした理由	-
会議の議題	第1回：まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要及び評価方法について、まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価について 第2回：まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要及び評価方法について、まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価について
会議の公開状況	全ての会議を公開
部分公開・非公開の理由	-
開催前の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法
開催前7日前までの公表	遅滞なし
遅滞した理由又は公表しない理由	-
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
開催後の公表について	
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
委員の構成	学識経験者2人、公募による市民-人、公募以外の委員6人
公募以外の委員の内訳	産業界3名、行政1名、金融機関1名、その他住民1名
委員の公募をしたか	公募してない
公募していない理由	専門的見地を有している委員から幅広く意見及び提案を受けるため。
委員定数に対する公募委員の枠20%以上に設定したか	-
20%未満となった理由	-
備考	

## 8 スマートシティの推進

企画部 スマートシティ推進課

施策の概要	科学技術等の急速な進展に対応し、社会的課題の解決と経済的発展の両立を実現するため、先端技術、ビッグデータ等を活用した取組の具体化を進めると共に、スマートシティに対する市民一人ひとりの理解の深化や意識の醸成を図るなどスマートシティを総合的に推進する。			
施策の開始年度	令和2年度			
施策が属する事業の名称	スマートシティ推進事業費			
施策自体の根拠法令等	第2次周南市まちづくり総合計画後期基本計画 周南市まちづくり総合計画実施計画 周南市スマートシティ構想			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策以外の施策			
任意の場合に市民参画を実施した理由	企業や研究機関、住民等と連携しながら、地域課題の解決や新たな価値の創造につながる先端技術、ビッグデータ等を活用した取組を進めるため			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	○	その他
市民参画の方法を選択した理由	協議会：有識者や関係団体に属する者、市民等多様な立場からの意見を聴取するため、審議会等の方法を選択した。 モデル地区事業：モデル地区住民や学生等から抽出した課題をもとに事業を行うための方法として、モデル地区事業を選択した。 シンポジウム：先端技術、ビッグデータ等を活用した取組に対する市民一人ひとりの理解の深化や意識の醸成を図るため、シンポジウムという方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	ホームページ、情報公開窓口、チラシ、市広報、SNS、記者へ情報提供、テレビのデータ放送など市民参画の実施に合わせ、適宜活用した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	シンポジウムのアンケートでは回答者の約9割がスマートシティに対する理解が深まった・やや深まったと回答しており、意識の醸成に寄与した。 モデル地区での各プログラムは参加者が少数となったり、参加者が特定層に偏ったりということがあった。特定の属性に偏らず、多くの人に参画してもらえよう、周知方法を工夫しながら、引き続き住民の参画意識の醸成を図っていく。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	令和3年度から住民起点の課題解決を掲げ、ワークショップ等を通して、施策を進める上での3つのテーマを設定し、テーマに沿った解決アイデアを具体化、実証等につなげている。			

令和3年度までの市民参画の実施状況	令和2年度：周南市スマートシティ構想の策定に向け、スマートシティに関するアイデアを募集をしたほか、構想案に対してパブリック・コメントを実施した。 令和3年度：モデル地区において、課題抽出・解決策検討のためのワークショップを2回開催、解決策具体化のためのアンケート調査を1回実施、協議会を3回実施した。
-------------------	---

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市スマートシティ推進協議会
設置目的	科学技術等の急速な進展に対応し、社会的課題の解決と経済的発展の両立を実現するため、I o T、A I、ロボット等の先端技術、ビッグデータ等を積極的に活用したスマートシティを総合的に推進することを目的として設置
審議会等を設置する根拠	周南市スマートシティ推進協議会設置要綱 第1条
会議開催回数 (書面開催含む)	会議3回、書面会議-回、オンライン会議-回
書面会議とした理由	ハイブリッド会議で開催
会議の議題	第4回：(1)周南市の今年度の取組(2)今年度事業の活動方針及びスケジュール等について(3)協働プログラム第1弾の位置付け及び企画内容について(4)コンソーシアムの構築に向けたステークホルダーの巻き込み方 第5回：(1)第1回協働プログラム実施報告(2)第35回国づくりシンポジウム 周南市スマートシティ推進シンポジウム報告(3)第2回・第3回協働プログラムの企画概要 第6回：(1)第2回・第3回協働プログラム実施報告(2)今年度事業の総括(3)次年度以降の取組の方向性について
会議の公開状況	全ての会議を公開
部分公開・非公開の理由	-
開催前の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法
開催前7日前までの公表	遅滞なし
遅滞した理由又は公表しない理由	-
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
開催後の公表について	
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
委員の構成	学識経験者3人、公募による市民-人、公募以外の委員5人
公募以外の委員の内訳	学識経験者3名、関係団体を代表する者3名、コミュニティ組織を代表する者2名
委員の公募をしたか	公募していない
公募していない理由	関係するコミュニティの代表者を委員に選任しているため
委員定数に対する公募委	-

員の枠20%以上に設定したか	
20%未満となった理由	-
備考	

### ◎その他 1

取組の名称	第35回国づくりシンポジウム 周南市スマートシティ推進シンポジウム
取組の目的	先端技術、ビッグデータ等を活用した取組に対する市民一人ひとりの理解の深化や意識の醸成を図るため
参画の対象者	周南市民、周南市内に事業所等を有する法人の従業員等スマートシティに興味のある方
参画の方法	シンポジウムへの参加
公表の方法	市広報、ホームページ、SNS、報道機関、チラシの配布、テレビのデータ放送
取組の時期	令和5年1月
実績	会場参加者 33名、オンライン視聴者 31名
備考	

### ◎その他 2

取組の名称	スマートシティアイデア発想講座（第2回協働プログラム）
取組の目的	デザイン思考を用いたプロトタイピングを行うことで、ニーズ検証と具体的な課題解決手段を検討する。
参画の対象者	スマートシティモデル地区（周陽・遠石地区）に在住・在学、在勤の方、およびテーマに関して興味のある周南市在住の方
参画の方法	プログラムへの参加
公表の方法	ホームページ、SNS、チラシの配布
取組の時期	令和5年2月
実績	参加者 11名
備考	

### ◎その他 3

取組の名称	どうやって実現する？周南型スマートシティキックオフダイアログ（第3回協働プログラム）
取組の目的	実現に向けた対話を通し、住民等の社会受容性を醸成するため
参画の対象者	スマートシティモデル地区（周陽・遠石地区）に在住・在学、在勤の方、およびテーマに関して興味のある周南市在住の方
参画の方法	プログラムへの参加
公表の方法	ホームページ、SNS、チラシの配布
取組の時期	令和5年3月
実績	参加者 18名
備考	

◎その他4

取組の名称	スマート体験イベント in 周南緑地（第1回協働プログラム）
取組の目的	前年度に住民から挙げられた課題に対する取組を実証し、課題解決を市民に実体験してもらうため
参画の対象者	指定なし
参画の方法	プログラムへの参加
公表の方法	ホームページ、SNS、チラシの配布
取組の時期	令和4年11月
実績	誰でも寄れるイベントとして開催した。 ※コンテンツごとの参加者 ・アプリを用いたデジタルスタンプラリー：65名（3日間の計） ・超小型EV試乗：59名（2日間の計）
備考	

## 9 第4次周南市行財政改革大綱 行財政改革プランの進行管理

財政部 財政課

施策の概要	行財政改革大綱に基づく行財政改革を積極的に進めるため、「行財政改革プラン」に掲げる57項目の進行管理を実施する。			
施策の開始年度	不明			
施策が属する事業の名称	行政改革関係費			
施策自体の根拠法令等	第4次行財政改革大綱・行財政改革プラン			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策以外の施策			
任意の場合に市民参画を実施した理由	行財政改革プランの進行管理にあたり広く意見を聴取するため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	-	その他
市民参画の方法を選択した理由	学識経験者、各種団体等の構成員、市民など様々な見地から合意形成を図るため審議会等の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。 また適宜議会報告を行った。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	コロナウイルスの流行前に策定した計画であるため、コロナウイルスの影響による目標値と実績値の乖離について意見があった。目標値はR6年度の目標値であることから修正は行わないが、そのことを事前に説明すべきだったと感じた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	目標値の修正について意見があったが、令和6年度を目指す目標値であることから修正反映は行わなかった。			
令和3年度までの市民参画の実施状況	5年に1度の行財政改革大綱策定の際に、適宜周南市行政改革審議会を開催し、必要な助言等を受けた。また、併せて毎年度、周南市行政改革審議会にて行財政改革大綱の進捗状況等についての審議・助言等を受けている。令和3年度は書面にて審議会を1回開催した。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市行政改革審議会
設置目的	周南市行財政改革大綱に関し、市長の諮問に応じ審議、審査又は調査を行う
審議会等を設置する根拠	周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例第2条
会議開催回数 (書面開催含む)	会議1回、書面会議-回、オンライン会議-回
書面会議とした理由	-
会議の議題	1. 会長・副会長の選出について 2. 第4次行財政改革大綱行財政改革プランの実施状況について
会議の公開状況	全ての会議を公開
部分公開・非公開の理由	-
開催前の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法
開催前7日前までの公表	遅滞なし
遅滞した理由又は公表しない理由	-
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
開催後の公表について	
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
委員の構成	学識経験者2人、公募による市民3人、公募以外の委員7人
公募以外の委員の内訳	企業関係者1、団体等構成員4、有識者(行政経験者)2
委員の公募をしたか	公募した
公募していない理由	-
委員定数に対する公募委員の枠20%以上に設定したか	20%以上
20%未満となった理由	-
備考	

## 10 市民参画の推進

### シティネットワーク部 市民の声を聞く課

施策の概要	市の機関が行う施策に市民の意見等を反映させるため、その企画立案から実施、評価に至るまで、市民が主体的に参画する市民参画を推進する。			
施策の開始年度	平成 19 年度			
施策が属する事業の名称	市民参画推進事業費			
施策自体の根拠法令等	周南市市民参画条例第 1 条			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策以外の施策			
任意の場合に市民参画を実施した理由	市民参画の適正な運用及び市民参画を推進する上で必要な事項を審議するため			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	-	その他
市民参画の方法を選択した理由	市民参画の推進について、学識経験者をはじめ、地域で活動を行う者など幅広い世代の委員により様々な観点から市民参画に対する評価や意見を聴取するため			
施策に関する情報の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。</li> <li>・実施状況と評価について、ホームページと情報公開窓口で公表した。</li> <li>・広報紙で市民参画について周知した。</li> </ul>			
市民参画を実施した評価や課題を入力	評価対象を絞り込んだ資料とすることで、質の高い評価につなげることができた。また、事前に個別の評価したり、グループワークにより議論したりすることで、委員全員の意見を聴取することができた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	市民参画実施の際には多様な市民の意見等を得られるようにするため、適切な公表方法を選択するようにとの意見等を得て、担当課に助言を行った。委員の市民参画に対する熱意や考えを理解することができた。			
令和 3 年度までの市民参画の実施状況	毎年度、必要に応じて周南市市民参画推進審議会の会議を開催			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市市民参画推進審議会
設置目的	市民参画の適正な運用や市民参画を推進するうえで必要なことを審議する。
審議会等を設置する根拠	周南市市民参画条例第15条第1項
会議開催回数 (書面開催含む)	会議3回、書面会議-回、オンライン会議-回
書面会議とした理由	-
会議の議題	第1回会議：1 周南市市民参画推進審議会の役割と市民参画についての説明、2 今後の審議の進め方について、3 令和3年度の市民参画の実施状況の報告、4 評価の対象、方法等について 第2回会議：1 任意の施策の市民参画実施に関する各課の意識調査の結果及び市民参画の方法について、2 個別ヒアリングの結果について、3 グループワークによる意見交換 第3回会議：答申書（案）について
会議の公開状況	全ての会議を公開
部分公開・非公開の理由	-
開催前の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法
開催前7日前までの公表	遅滞なし
遅滞した理由又は公表しない理由	-
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
開催後の公表について	
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
委員の構成	学識経験者3人、公募による市民3人、公募以外の委員9人
公募以外の委員の内訳	コミュニティ団体、市民活動団体、学生等推薦7名
委員の公募をしたか	公募した
公募していない理由	-
委員定数に対する公募委員の枠20%以上に設定したか	20%以上
20%未満となった理由	-
備考	

## 11 シティプロモーションの推進

### シティネットワーク部 シティプロモーション課

施策の概要	<p>本市の魅力を市内外に広く情報発信し、関係人口とのつながりを深め、市民等と連携したシティプロモーションを推進し、市の認知度向上、シビックプライドの醸成、移住定住の促進を図り、持続可能なまちづくりに寄与する。</p> <p>関係人口の拡大、深化につながるシティプロモーションを推進するため、スペシャルサイトや市民ライター等による情報発信を行い、ファンクラブへの加入を促進する。ファンクラブの会員数を増やし、ファンミーティング等によりつながりを深めることで、地域が抱える様々な課題に対して、市民やファンの力や知恵を貸していただける</p>			
施策の開始年度	不明			
施策が属する事業の名称	シティプロモーション事業			
施策自体の根拠法令等	なし			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策以外の施策			
任意の場合に市民参画を実施した理由	本市の魅力を市内外に広く情報発信するため、市民や本市に関係する皆さんに参画いただき、市民等と連携したシティプロモーションを推進し、関係人口とのつながりを深め、市民の理解やシビックプライドの醸成など持続可能なまちづくりを進めるため			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	-	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	○	その他
市民参画の方法を選択した理由	市民と協働することで周南市の魅力や情報の発信を市民目線で行い、市の認知度向上や市民のまちへの愛着の醸成などの周南市シティプロモーションを推進するため、周南市市民ライターを設置した。			
施策に関する情報の公表	募集にあたって、ホームページで公表し、市民ライターが作成した記事については、市公式SNSで随時紹介した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	令和3年度に募集、開始した市民ライター1期生は12名で、記事作成もなかなか進まない状況もあったが、令和4年度に募集、開始した2期生は24名で、記事作成も活性化され、読者の反応も良好であった。市民のまちへの愛着の醸成などの周南市のシティプロモーションを推進することができた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	1期生の募集では、市内在住・在勤を条件としていたが、2期生の募集では、関係者の意見を踏まえて、世代や地域を問わず、周南市に興味のある18歳以上の方とした。			
令和3年度までの市民参画の実施状況	市民ライター人数：1期生12名			

◎その他

取組の名称	周南市市民ライター制度
取組の目的	市民と協働することで周南市の魅力や情報の発信を市民目線で行い、市の認知度向上や市民のまちへの愛着の醸成などの周南市シティプロモーションを推進するため
参画の対象者	周南市に興味のある18歳以上の方
参画の方法	市民ライターについての講座を開催し受講後に、テキストや画像、動画などの表現媒体に対応するnoteで記事作成し、シティプロモーションサイトに掲載した。
公表の方法	ホームページ、SNS
取組の時期	令和4年10月募集、令和4年12月～2期生の活動開始
実績	市民ライター人数及び公開記事数 1期生12名14件、2期生24名23件 合計37件※令和4年度公開分
備考	

## 12 地域づくりの推進

地域振興部 地域づくり推進課

施策の概要	周南市地域づくり推進計画に基づき、市民と行政との協働による取組や市民自らが公共の担い手となる新しい公共の取組を一層拡大することにより、市民と共に地域の価値を創出する共創の地域づくりを実現する。			
施策の開始年度	平成 29 年度			
施策が属する事業の名称	地域づくり支援事業費			
施策自体の根拠法令等	地域づくり推進計画			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策以外の施策			
任意の場合に市民参画を実施した理由	施策に市民の意見、提案等を反映させるため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	-	その他
市民参画の方法を選択した理由	実際に地域づくり活動に取り組んでいる市民の意見を吸い上げ、地域づくり推進計画に掲げる施策の効果やより良いあり方を検討したり、市民の意見を反映した審査や評価を行うため。			
施策に関する情報の公表	市ホームページにおいて施策について詳しく周知を図り、情報公開窓口でも公表を行った。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	市民の意見を反映した評価や審査を行うことができた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	協議会で得た意見を地域づくり推進計画やに反映することができた。また、審査会で出た意見を地域に伝え、地域づくりの事業に反映することができた。			
令和 3 年度までの市民参画の実施状況	毎年、協議会等を開催し市民等の意見を計画や事業に反映させている。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市地域づくり推進協議会
設置目的	○周南市の地域づくり推進計画に関すること。 ○その他地域づくりに関すること。
審議会等を設置する根拠	周南市地域づくり推進協議会設置要綱 第1条
会議開催回数 (書面開催含む)	会議2回、書面会議-回、オンライン会議-回
書面会議とした理由	-
会議の議題	第1回会議 ・地域づくり推進協議会委員の役割及び年間スケジュールについて ・地域づくり推進計画の進捗について ・地域づくり推進計画の評価について 第2回会議 ・地域づくり推進計画の評価の決定について
会議の公開状況	全ての会議を公開
部分公開・非公開の理由	-
開催前の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法
開催前7日前までの公表	遅滞なし
遅滞した理由又は公表しない理由	-
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
開催後の公表について	
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
委員の構成	学識経験者2人、公募による市民3人、公募以外の委員10人
公募以外の委員の内訳	地域づくりに関する有識者6名、市民活動の実践者4名
委員の公募をしたか	公募した
公募していない理由	-
委員定数に対する公募委員の枠20%以上に設定したか	20%以上
20%未満となった理由	-
備考	

### 13 地域創発事業の補助対象事業の審査並びに採択事業実施後の評価及び助言

地域振興部 地域づくり推進課

施策の概要	地区コミュニティ組織等の個性的・魅力的な地域づくりを支援することにより、活力あふれる地域の実現を図ることを目的とした周南市地域創発事業を効果的に実施するため、補助対象事業の審査を行う。			
施策の開始年度	平成 22 年度			
施策が属する事業の名称	地域づくり支援事業費			
施策自体の根拠法令等	なし			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策以外の施策			
任意の場合に市民参画を実施した理由	施策に市民の意見、提案等を反映させるため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	-	その他
市民参画の方法を選択した理由	実際に地域づくり活動に取り組んでいる市民の意見を反映した審査及び評価を行うため。			
施策に関する情報の公表	情報公開窓口や、市HPにおいて、公表をした。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	市民の意見を反映した審査・評価を行うことができた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	審査会で得た意見を地域へ伝え、事業に反映することができた。			
令和 3 年度までの市民参画の実施状況	同様の内容で実施してきた。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市地域創発事業委員会
設置目的	○周南市地域創発事業補助金交付要綱に関する事業の審査等を行うこと。 ○採択事業実施後の評価及び助言に関すること。 ○その他創発事業の実施に必要な事項に関すること。
審議会等を設置する根拠	周南市地域創発事業委員会設置要綱 第1条
会議開催回数 (書面開催含む)	会議1回、書面会議-回、オンライン会議-回
書面会議とした理由	-
会議の議題	周南市地域創発事業の審査について
会議の公開状況	一部の会議を非公開
部分公開・非公開の理由	会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合
開催前の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法
開催前7日前までの公表	遅滞なし
遅滞した理由又は公表しない理由	-
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
開催後の公表について	
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
委員の構成	学識経験者1人、公募による市民-人、公募以外の委員4人
公募以外の委員の内訳	市民の代表3名、市の職員1名
委員の公募をしたか	公募してない
公募していない理由	委員に対して専門的な知識や経験が要求されるため。
委員定数に対する公募委員の枠20%以上に設定したか	-
20%未満となった理由	-
備考	

## 14 国際交流サロン・フェスタの開催

地域振興部 観光交流課

施策の概要	外国人と日本人が気軽に、自由に、楽しく交流することのできるイベント「国際交流サロン・フェスタ」を開催することで、国際交流を体験する機会を提供する。			
施策の開始年度	平成 25 年度			
施策が属する事業の名称	国際交流事業費			
施策自体の根拠法令等	なし			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策以外の施策			
任意の場合に市民参画を実施した理由	広く市民の意見を聴取するため			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	-	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	○	その他
市民参画の方法を選択した理由	広く市民の意見を聴取するため、公募した運営委員がミーティングやイベントに参加できる機会を作った。			
施策に関する情報の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。</li> <li>・市広報に掲載した。</li> </ul>			
市民参画を実施した評価や課題を入力	毎回の会議や行事に参加できる運営委員の人数が少なく、より広い意見集約が課題である。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	イベント内容を運営委員とともに検討し、開催・運営した。			
令和 3 年度までの市民参画の実施状況	平成 25 年度から、毎月ミーティングを行い、年度毎にイベントを実施している。			

## ◎その他

取組の名称	国際交流サロン運営委員会
取組の目的	国際交流サロン・フェスタの開催にあたり、公募した運営委員から意見を聴取する。
参画の対象者	指定なし
参画の方法	ミーティング、イベントへの参加
公表の方法	市広報、ホームページ
取組の時期	通年（毎月1回の会議、年4回（6月、9月、11月、2月）のイベント）
実績	毎月会議を開催し、国際交流体験イベントを年4回実施した。
備考	

## 15 鹿野観光交流拠点施設整備構想の策定

地域振興部 観光交流課

施策の概要	観光の視点から「交流人口」の拡大が見込める施設を検討するため、拠点整備に必要な施設の機能等の具体化、絞込み・建設規模・施設デザイン等の検討を行う。			
施策の開始年度	令和4年度			
施策が属する事業の名称	鹿野観光交流拠点施設整備事業費			
施策自体の根拠法令等	鹿野地域観光振興プラン			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策以外の施策			
任意の場合に市民参画を実施した理由	事業費は10億円未満だが、広く市民の意見を取り入れたいと考えたため			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	-	審議会等
	○	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	-	その他
市民参画の方法を選択した理由	鹿野観光交流拠点施設を整備するにあたり、これまで頂いた意見や検討した内容の報告や、市の方向性を示し、それに対する市民の生の声を聞くため、市民説明会の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	ホームページで公表した。 情報公開窓口にチラシを設置した。 鹿野地域の各自治会にチラシを回覧した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	住民説明会を今後も行って欲しいとの要望があるなど、進捗状況が見えにくいという住民の意見がある程度払拭できた。また、市の方向性を直接伝えることで、一定の理解が得られた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	住民説明会で得た意見を、「鹿野観光交流拠点施設整備構想策定検討会議」において情報共有し、規模・機能等を策定する検討材料とする。			
令和3年度までの市民参画の実施状況	令和3年度に鹿野観光交流拠点施設整備事業を進める上での計画「鹿野地域観光振興プラン」を策定し、住民説明会を行った。 令和4年度に開始した施策であるため、令和3年度以前は市民参画を実施していない。			

◎市民説明会の詳細

集会の名称	鹿野観光交流拠点施設整備第1回住民説明会
議題（テーマ）	鹿野観光交流拠点施設の整備について
参加対象者	指定なし
令和4年度の開催回数	1回
開催場所	鹿野（コアプラザかの）
開催前の公表について	
公表事項	集会の名称、開催日時及び場所、議題（テーマ）、参加できるもの
開催前2週間前までの公表	遅滞なし
公表方法	ホームページ、情報公開窓口、SNS、鹿野地域の自治会へ回覧
公表の適否	○
開催後の公表について	
公表事項	集会の名称、開催日時及び場所、議題（テーマ）、集会の内容、参加者数
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
参加人数合計	53人
備考	

## 16 ごみのないきれいなまちづくりの推進

環境生活部 環境政策課

施策の概要	環境美化活動に取り組んでいる団体への支援や、ポイ捨て防止のための啓発により、ごみのないきれいなまちづくりを推進する。			
施策の開始年度	不明			
施策が属する事業の名称	ごみのないきれいなまちづくり推進事業費			
施策自体の根拠法令等	周南市空き缶等のポイ捨てその他の迷惑行為禁止条例等			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策以外の施策			
任意の場合に市民参画を実施した理由	環境美化の意識啓発を図るため			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	-	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	○	その他
市民参画の方法を選択した理由	広く環境美化の意識啓発を図るため、ポイ捨て禁止啓発ポスターの募集の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	市ホームページで常時広報し、随時最新情報に更新した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	69名のポスター応募があり、環境美化の意識啓発を図るという目的は達成できたと考える。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	最優秀賞作品を市の公共施設や小中学校に掲示し、環境美化を啓発した。			
令和3年度までの市民参画の実施状況	令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策の影響で学校の教育スケジュールが変則的になったことに配慮し、募集を中止した。 令和3年度よりポスター募集を再開した。			

## ◎その他

取組の名称	ポイ捨て禁止啓発ポスターの募集
取組の目的	環境美化の意識啓発を図るため
参画の対象者	市内中学校生徒
参画の方法	ポスターの募集
公表の方法	報道機関
取組の時期	令和4年7～9月
実績	69件の応募があり、最優秀賞作品を市の公共施設や小中学校に掲示した。
備考	

## 17 野犬等対策の推進

環境生活部 環境政策課

施策の概要	野犬の棲みにくい環境づくりを図るとともに、むやみなエサやりや動物の遺棄・虐待を防止することで、市民生活の安心安全を図る。			
施策の開始年度	不明			
施策が属する事業の名称	野犬等対策事業費			
施策自体の根拠法令等	狂犬病予防法、周南市空き缶等のポイ捨てその他の迷惑行為禁止条例等			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策以外の施策			
任意の場合に市民参画を実施した理由	意見交換会：野犬の目撃が多い地区住民の意見を聴取するため ポスターの募集：動物愛護と適正な飼養について関心と理解を深めてもらうため			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	-	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	○	その他
市民参画の方法を選択した理由	意見交換会：野犬の目撃が多い地区住民の意見を聴取するため、意見交換会の方法を選択した。 ポスターの募集：広く動物愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めてもらうため、動物愛護ポスターの募集の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	市ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。また、市広報で適時公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	意見交換会：野犬の目撃情報等に関する情報をいただき、捕獲業務の参考とした。 ポスターの募集：46名のポスター応募があり、動物愛護と適正な飼養について関心と理解を深めてもらうという目的は達成できたと考える。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	意見交換会：地域別の野犬の目撃情報を、パトロールの区域決定に反映した。 ポスターの募集：最優秀賞作品を市の公共施設や小中学校に掲示し、動物愛護を啓発した。			
令和3年度までの市民参画の実施状況	意見交換会：平成27年度以降、遠石・秋月・周陽・桜木・岐山・関門地区の自治会連合会長等と「野犬対策検討会」を開催している。また、令和2年度及び3年度に久米地区において野犬対策の協議会を開催した。 ポスターの募集：令和3年度までは、山口県動物保護管理協会主催の動物愛護に関する絵画コンクールを周知していた。			

### ◎その他 1

取組の名称	野犬対策検討会（6自治会連合会の協議）
取組の目的	野犬の目撃情報が多い地区の意見を聴取し、今後の野犬対策に反映するため
参画の対象者	遠石・秋月・周陽・桜木・岐山・関門地区の自治会連合会長
参画の方法	会議の開催
公表の方法	-
取組の時期	令和5年1月
実績	地域別の野犬の目撃情報について意見を聴取し、パトロールの区域決定に反映した。
備考	

### ◎その他 2

取組の名称	動物愛護ポスターの募集
取組の目的	動物愛護と適正な飼養について関心と理解を深めてもらうため
参画の対象者	市内小学校の4～6年生
参画の方法	ポスターの募集
公表の方法	報道機関
取組の時期	令和4年7～9月
実績	46件の応募があり、最優秀賞作品を市の公共施設や小中学校に掲示した。
備考	

## 18 環境基本計画の推進

環境生活部 環境政策課

施策の概要	環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画を策定する。			
施策の開始年度	平成 18 年			
施策が属する事業の名称	環境基本計画推進事業			
施策自体の根拠法令等	周南市環境基本条例第 9 条 1 項			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策以外の施策			
任意の場合に市民参画を実施した理由	市民や事業者など様々な見地から多様な意見を得て施策に反映するため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	-	その他
市民参画の方法を選択した理由	環境基本計画の運用状況に関する事項を調査審議するため周南市環境基本条例第 26 条 2 項に基づき環境基本推進委員会を開催した。			
施策に関する情報の公表	市民参画の実施に合わせて公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	環境基本計画の進捗管理手法や環境基本計画（第 3 次）の策定について貴重なご意見をいただいた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	進捗管理を効果的に実施するため、次年度予算編成に反映できる時期までに、環境基本計画推進委員会を開催するよう努めるようにした。			
令和 3 年度までの市民参画の実施状況	毎年度、環境基本計画の推進に関し審議会等に諮問し答申を受けている。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市環境基本計画推進委員会
設置目的	環境基本計画の推進に係る総合的な調整及び進行管理を行うため、環境基本計画の運用状況に関する事項や環境基本計画の見直しに関する事項について審議する。
審議会等を設置する根拠	周南市環境基本条例第26条1項
会議開催回数 (書面開催含む)	会議1回、書面会議-回、オンライン会議-回
書面会議とした理由	-
会議の議題	第2次周南市環境基本計画(後期)の令和3年度実績について
会議の公開状況	全ての会議を公開
部分公開・非公開の理由	-
開催前の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法
開催前7日前までの公表	遅滞なし
遅滞した理由又は公表しない理由	-
公表方法	ホームページ、情報公開窓口、報道機関
公表の適否	○
開催後の公表について	
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
委員の構成	学識経験者2人、公募による市民4人、公募以外の委員14人
公募以外の委員の内訳	地域の市民団体などから推薦いただいた3名、周南地区環境保全協議会の推薦や商工会議所などの代表者5名、官公庁から6名
委員の公募をしたか	公募した
公募していない理由	-
委員定数に対する公募委員の枠20%以上に設定したか	20%以上
20%未満となった理由	-
備考	

## 19 環境の保全等に関する施策の推進

環境生活部 環境政策課

施策の概要	環境の保全、創造及び再生について、基本理念を定め、市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な文化的生活の確保に寄与する			
施策の開始年度	平成 15 年			
施策が属する事業の名称	公害対策一般事務費			
施策自体の根拠法令等	環境基本法、周南市環境基本条例、周南市環境審議会条例			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策以外の施策			
任意の場合に市民参画を実施した理由	市の環境の保全に関して審議会を通じて広く意見を聴取するため			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	-	その他
市民参画の方法を選択した理由	市議会議員、工場又は事業場を代表する者、学識経験を有する者及び住民を代表する者など様々な見地から多様な意見を得て合意形成を図るため審議会を開催した。			
施策に関する情報の公表	審議会による市民参画の実施に合わせて公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	環境影響評価について様々な見地からご意見をいただきました。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	審議会での答申を反映させて環境影響評価法の県への市回答を作成した。			
令和 3 年度までの市民参画の実施状況	これまでも、周南市環境審議会を開催し環境保全に関する意見等を伺い事業に反映している。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市環境審議会
設置目的	市の環境の保全に関する事項を調査審議するため
審議会等を設置する根拠	環境基本法 第44条、周南市環境審議会条例
会議開催回数 (書面開催含む)	会議3回、書面会議-回、オンライン会議-回
書面会議とした理由	-
会議の議題	第1回環境審議会：パシフィコ・エナジー徳山合同会社「(仮称)周南市長穂太陽光発電事業 計画段階環境配慮書」についての審議 第2回環境審議会：パシフィコ・エナジー徳山合同会社「(仮称)周南市長穂太陽光発電事業環境影響評価方法書」について審議 第3回環境審議会：第2発電所バイオマス発電設備新設に伴う環境保全計画について及び騒音・振動規制法指定地域図及び悪臭防止法規制地域図の見直しについて
会議の公開状況	全ての会議を公開
部分公開・非公開の理由	-
開催前の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法
開催前7日前までの公表	遅滞なし
遅滞した理由又は公表しない理由	-
公表方法	ホームページ、情報公開窓口、報道機関
公表の適否	○
開催後の公表について	
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
委員の構成	学識経験者6人、公募による市民5人、公募以外の委員24人
公募以外の委員の内訳	市議会議員6名、地域の市民団体などから推薦いただいた4名、周南コンビナート企業や商工会議所の代表者14名
委員の公募をしたか	公募した
公募していない理由	-
委員定数に対する公募委員の枠20%以上に設定したか	20%未満
20%未満となった理由	周南市環境審議会条例の規定により、委員は、市議会議員、工場又は事業場を代表する者、学識経験者、住民を代表する者の中から

	<p>ら 35 人を上限に、選任することになっており、これらに該当する者を 30 人選任してしている。地域の団体などから推薦をうけるなど、既に市民から選任しているため、公募委員を 5 人としている。</p>
備考	

## 20 ごみ対策の推進

環境生活部 リサイクル推進課

施策の概要	環境にやさしく快適なまちとするため、ごみの発生・排出削減、再資源化、適正処理を進め、循環型社会を形成していく。			
施策の開始年度	平成 15 年度			
施策が属する事業の名称	ごみ対策推進事業費			
施策自体の根拠法令等	循環型社会形成推進基本法第 32 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条 周南市一般廃棄物処理基本計画			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策以外の施策			
任意の場合に市民参画を実施した理由	一般廃棄物の処理に関する基本的事項及び減量化、再資源化に関して審議会を通じて広く意見を聴取するため			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	-	その他
市民参画の方法を選択した理由	学識経験者、廃棄物処理・再生事業者、流通・販売事業者、市民の代表など様々な見地から合意形成を図るため審議会の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議会の開催について、ホームページや情報公開窓口にて、審議会の開催状況や会議録等を広く公表した。</li> <li>・ 広報で、市民にごみの出し方やごみ搬出に係る啓発やお願いを複数月に渡って掲載した。</li> <li>・ 環境館でイベントを開催し、市民にごみの減量化・再資源化の啓発を図った。</li> </ul>			
市民参画を実施した評価や課題を入力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議会では、審議事項について多くの意見をいただき、事業推進の参考とすることができた。</li> </ul>			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	<p>「コンポスト容器を活用するなどによって、生ごみをごみに出さない取り組みが大事である」との意見をいただき、生ごみの減量化につながるコンポスト化事業の補助制度について、市広報にて周知を図った。</p> <p>また、「具体的な取組に対する効果が見えるような形での広報が必要である」との意見に対して、市広報にてごみ処理の状況についての記事を掲載し、ごみの減量化や再資源化率を進めるためのワンポイントを紹介するなどの啓発を図った。</p>			
令和 3 年度までの市民参画の実施状況	毎年、年 2 回程度の審議会を開催し意見を事業に反映している。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市ごみ対策推進審議会
設置目的	一般廃棄物の処理に関する基本的事項及び減量化、再資源化に関して審議する。
審議会等を設置する根拠	周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例 周南市ごみ対策推進審議会規則
会議開催回数 (書面開催含む)	会議2回、書面会議-回、オンライン会議-回
書面会議とした理由	-
会議の議題	第1回：周南市のごみ排出量（令和3年度速報値）について 第2回：周南市のごみ排出量（令和3年度確定値）について、令和5年度周南市一般廃棄物処理実施計画（案）について
会議の公開状況	全ての会議を公開
部分公開・非公開の理由	-
開催前の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法
開催前7日前までの公表	遅滞なし
遅滞した理由又は公表しない理由	-
公表方法	ホームページ、情報公開窓口、報道機関
公表の適否	○
開催後の公表について	
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
委員の構成	学識経験者2人、公募による市民2人、公募以外の委員14人
公募以外の委員の内訳	学識経験者2名、廃棄物処理・再生事業者2名、流通・販売事業者名2名、公募の人数に満たなかったため、他の委員を別に推薦した者0名、住民代表者の内、団体からの推薦によるもの9名、関係行政機関の職員1名
委員の公募をしたか	公募した
公募していない理由	-
委員定数に対する公募委員の枠20%以上に設定したか	20%以上
20%未満となった理由	-
備考	

## 21 人権施策の推進

環境生活部 人権推進課

施策の概要	周南市まちづくり総合計画、山口県人権推進指針、周南市人権行政基本方針に基づき、「市民一人ひとりの人権が尊重されるまち」の実現を目指し、総合的な人権施策の推進を図る。			
施策の開始年度	不明			
施策が属する事業の名称	人権推進事業費			
施策自体の根拠法令等	なし			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策以外の施策			
任意の場合に市民参画を実施した理由	人権施策の推進に関して、学識経験者、市民等と審議して今後の施策に反映させるため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	-	その他
市民参画の方法を選択した理由	学識経験者、各種団体等の専門家、市民など、様々な見地から合意形成を図るため審議会等の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	公募委員の割合が20%未満となった。公募委員の応募がない場合には、広く市民の意見を聴けるよう、適宜、関連する団体からの推薦を依頼するなどの措置を検討する必要がある。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	人権施策の推進に関して、委員より様々な人権課題についての意見を得て、今後の人権啓発活動の計画に反映した。			
令和3年度までの市民参画の実施状況	毎年度、必要に応じて周南市人権施策推進審議会の会議を開催しているが、令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染拡大のため書面開催とした。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市人権施策推進審議会
設置目的	人権施策に関し、市長の諮問に応じ調査、審議するため
審議会等を設置する根拠	周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例第1条
会議開催回数 (書面開催含む)	会議1回、書面会議-回、オンライン会議-回
書面会議とした理由	-
会議の議題	「令和3年度実績報告」等を踏まえた、今後の人権施策について
会議の公開状況	全ての会議を公開
部分公開・非公開の理由	-
開催前の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法
開催前7日前までの公表	遅滞なし
遅滞した理由又は公表しない理由	-
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
開催後の公表について	
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
委員の構成	学識経験者2人、公募による市民2人、公募以外の委員13人
公募以外の委員の内訳	各種団体の構成員13名
委員の公募をしたか	公募した
公募していない理由	-
委員定数に対する公募委員の枠20%以上に設定したか	20%以上
20%未満となった理由	-
備考	

## 22 男女共同参画の推進

環境生活部 人権推進課

施策の概要	第2次周南市男女共同参画基本計画すまいるプラン周南～後期～に基づき、男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画の普及・啓発を推進する。			
施策の開始年度	平成16年度			
施策が属する事業の名称	男女共同参画推進事業費			
施策自体の根拠法令等	男女共同参画社会基本法 周南市男女共同参画推進条例			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策以外の施策			
任意の場合に市民参画を実施した理由	男女共同参画の推進に関して、学識経験者、市民等と審議して今後の施策に反映させるため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	-	その他
市民参画の方法を選択した理由	専門家、学識経験者、市民など様々な見地から合意形成を図るため審議会等の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	公募委員の割合が20%未満となった。公募委員の応募がない場合には、広く市民の意見を聴けるよう、適宜、関連する団体からの推薦を依頼するなどの措置を検討する必要がある。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	男女共同参画の推進に関して、今後改善すべき点、さらに工夫が必要となる点等、審議会の意見と認識を共有し、今後の啓発活動に反映することが出来た。			
令和3年度までの市民参画の実施状況	毎年度、必要に応じて周南市男女共同参画審議会の会議を開催しているが、令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染拡大のため書面開催とした。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市男女共同参画審議会
設置目的	男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議するため
審議会等を設置する根拠	周南市男女共同参画推進条例第 19 条第 1 項
会議開催回数 (書面開催含む)	会議 1 回、書面会議-回、オンライン会議-回
書面会議とした理由	-
会議の議題	「令和 3 年度実績報告」等を踏まえた、今後の人権施策について
会議の公開状況	全ての会議を公開
部分公開・非公開の理由	-
開催前の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法
開催前 7 日前までの公表	遅滞なし
遅滞した理由又は公表しない理由	-
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
開催後の公表について	
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
委員の構成	学識経験者 4 人、公募による市民 2 人、公募以外の委員 11 人
公募以外の委員の内訳	事業者及び公共的団体が推薦する者 11 名
委員の公募をしたか	公募した
公募していない理由	-
委員定数に対する公募委員の枠 20%以上に設定したか	20%以上
20%未満となった理由	-
備考	

## 23 隣保館の運営

環境生活部 人権推進課

施策の概要	地域住民の福祉の向上、人権啓発の住民交流の拠点として、各種相談事業や人権課題解決のための各種事業を総合的に行う。			
施策の開始年度	不明			
施策が属する事業の名称	隣保館運営事業費			
施策自体の根拠法令等	社会福祉法第2条第3項第11号			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策以外の施策			
任意の場合に市民参画を実施した理由	隣保館の運営に関して、広く意見を聴取するため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	-	その他
市民参画の方法を選択した理由	地域ニーズを反映した隣保館運営のため、運営方法や事業内容について協議するため審議会等の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	令和3年度事業実績及び令和4年度取組状況について、委員から意見を得ることが出来なかった。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	周南市隣保館施設分類別計画改訂案について、委員に説明し、策定の参考とした。			
令和3年度までの市民参画の実施状況	毎年度、必要に応じて隣保館運営に関して会議を開催しているが、新型コロナウイルス感染症拡大のため、令和2年度は書面開催・令和3年度は開催していない。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市隣保館運営委員会
設置目的	地域ニーズを反映した隣保館運営のため、運営方法や事業内容について協議するため
審議会等を設置する根拠	周南市隣保館条例施行規則第3条
会議開催回数 (書面開催含む)	会議1回、書面会議-回、オンライン会議-回
書面会議とした理由	-
会議の議題	「令和4年度実績報告」等を踏まえた、今後の隣保館運営について
会議の公開状況	全ての会議を公開
部分公開・非公開の理由	-
開催前の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法
開催前7日前までの公表	遅滞なし
遅滞した理由又は公表しない理由	-
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
開催後の公表について	
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
委員の構成	学識経験者2人、公募による市民-人、公募以外の委員8人
公募以外の委員の内訳	地域活動の代表者4名、利用団体の代表者4名
委員の公募をしたか	公募してない
公募していない理由	運営に密接に関わる団体の代表者と地域の代表者を選定しているため
委員定数に対する公募委員の枠20%以上に設定したか	-
20%未満となった理由	-
備考	

## 24 地域福祉計画の進捗状況の評価

こども・福祉部 地域福祉課

施策の概要	「地域共生社会」の実現の推進のため策定した「第4次周南市地域福祉計画」「第4次周南市地域福祉活動計画」の進捗状況の評価することで、地域福祉の更なる充実を図る			
施策の開始年度	平成18年度			
施策が属する事業の名称	地域福祉計画策定等事業費			
施策自体の根拠法令等	第2次周南市まちづくり計画後期基本計画			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策以外の施策			
任意の場合に市民参画を実施した理由	周南市地域福祉計画の評価に当たり、広く専門家の意見を反映するため			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	-	その他
市民参画の方法を選択した理由	専門家、学識経験者等、福祉活動に携わる方からの専門的な見地からの評価が必要であることから審議会等の形式を採用している。			
施策に関する情報の公表	ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	今後の計画の推進に資する専門的な見地からの評価が得られている。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	委員会での意見を各課にフィードバックし、施策の実施に活用している。			
令和3年度までの市民参画の実施状況	毎年度委員会を開催し、地域福祉計画の進捗状況について評価をいただいている。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市地域福祉計画評価委員会
設置目的	周南市地域福祉計画の調査研究に関することや評価に当たり、広く専門家の意見を反映する。
審議会等を設置する根拠	周南市地域福祉計画評価委員会設置要綱
会議開催回数 (書面開催含む)	会議1回、書面会議-回、オンライン会議-回
書面会議とした理由	-
会議の議題	第4次周南市地域福祉計画、第4次周南市地域福祉活動計画の評価
会議の公開状況	全ての会議を公開
部分公開・非公開の理由	-
開催前の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法
開催前7日前までの公表	遅滞なし
遅滞した理由又は公表しない理由	-
公表方法	ホームページ
公表の適否	○
開催後の公表について	—
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
委員の構成	学識経験者8人、公募による市民-人、公募以外の委員8人
公募以外の委員の内訳	専門家1名、福祉団体4名、教育関係団体2名、医療関係団体1名
委員の公募をしたか	公募してない
公募していない理由	福祉に関する専門的な見地からの評価を行うため、公募は行っていないが、民生委員児童委員協議会など、地域で福祉活動を行っている市民団体から委員を選出している。
委員定数に対する公募委員の枠20%以上に設定したか	20%以上
20%未満となった理由	-
備考	

## 25 地域包括支援センターの運営

こども・福祉部 地域福祉課

施策の概要	地域包括支援センターの中立・公正な運営を確保するため。			
施策の開始年度	平成17年			
施策が属する事業の名称	地域包括支援センター運営事業費			
施策自体の根拠法令等	周南市地域包括支援センター運営協議会設置要綱			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策以外の施策			
任意の場合に市民参画を実施した理由	地域包括支援センターの運営について、改善点の検討を行うため			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	-	その他
市民参画の方法を選択した理由	専門家、学識経験者、市民など様々な見地から合意形成を図るため審議会等の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	市民参画の実施に合わせて公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	会議を3回開催し、市民目線での質問や福祉の専門的な意見など、様々な意見を聴取することができた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	令和5年度地域包括支援センター運営方針について様々な意見を聴取し、決定することができた。また、令和4年度地域包括支援センター事業評価の結果について検討することができた。			
令和3年度までの市民参画の実施状況	毎年度、委員会を開催し、地域包括支援センターの活動等の報告や評価を受け、機能強化に向けた検討を行っている。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市地域包括支援センター運営協議会
設置目的	地域包括支援センターの中立・公正な運営を確保する。
審議会等を設置する根拠	周南市地域包括支援センター運営協議会設置要綱 第1条
会議開催回数 (書面開催含む)	会議3回、書面会議-回、オンライン会議-回
書面会議とした理由	毎回、周南市地域密着型サービス運営委員会と同時開催
会議の議題	第1回会議：指定介護予防支援業務の受託申請について・令和3年度地域包括支援センター事業報告及び決算報告について・令和4年度地域包括支援センター事業計画及び収支予算について 第2回会議：地域包括支援センターの概要・地域包括支援センター運営協議会について 第3回会議：令和5年度地域包括支援センター運営方針(案)について・令和4年度地域包括支援センター事業評価について
会議の公開状況	全ての会議を公開
部分公開・非公開の理由	-
開催前の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法
開催前7日前までの公表	遅滞なし
遅滞した理由又は公表しない理由	-
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
開催後の公表について	
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
委員の構成	学識経験者2人、公募による市民3人、公募以外の委員9人
公募以外の委員の内訳	保健・医療・福祉等の関係者8名、関係行政機関の職員1名(いずれも団体推薦)
委員の公募をしたか	公募した
公募していない理由	-
委員定数に対する公募委員の枠20%以上に設定したか	20%以上
20%未満となった理由	-
備考	

26 第9次老人保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に掲げる事業の進捗管理  
こども・福祉部 高齢者支援課

施策の概要	介護保険制度の円滑な運営とともに、第9次老人保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に掲げる事業の事業を審議する。			
施策の開始年度	不明			
施策が属する事業の名称	老人保健一般事務費（令和4年度）			
施策自体の根拠法令等	老人福祉法第20条の8 介護保険法第117条			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策以外の施策			
任意の場合に市民参画を実施した理由	第9次老人保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に掲げる事業について、広く意見を聴取するため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	-	その他
市民参画の方法を選択した理由	学識経験者、保健医療等関係団体の代表者や市民など、様々な見地から合意形成を図るため、審議会の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	市民参画の実施に合わせて公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	地域、特に介護の現場で起こっている課題について、直接たずさわる側（福祉団体代表者や被保険者）の生の声を聞く貴重な場（機会）となっている。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	令和4年度に実施した会議では、ご意見はなかったため、施策に反映はしていない。			
令和3年度までの市民参画の実施状況	令和2年度に現計画を策定するため、年4回推進会議を開催し、計画素案をまとめ、その後、パブリックコメントを実施した。計画策定後は、年1回、推進会議を開催し、現計画に記載した事業の進捗状況を説明し、委員から意見を聴取している。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市高齢者保健福祉推進会議
設置目的	介護保険制度の円滑な運営とともに、介護保険事業計画及び老人保健福祉計画の策定並びにこれらの計画の進捗について、広く市民の意見を反映させるため、必要な事項について審議する。
審議会等を設置する根拠	周南市高齢者保健福祉推進会議設置要綱第1条
会議開催回数 (書面開催含む)	会議1回、書面会議-回、オンライン会議-回
書面会議とした理由	-
会議の議題	(1)「周南市高齢者保健福祉推進会議」の概要 (2)会長及び副会長の選出 (3)令和4年度の各事業の進捗状況について
会議の公開状況	全ての会議を公開
部分公開・非公開の理由	-
開催前の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法
開催前7日前までの公表	遅滞なし
遅滞した理由又は公表しない理由	会議開催の7日前までに公表した。
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
開催後の公表について	
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
委員の構成	学識経験者1人、公募による市民3人、公募以外の委員11人
公募以外の委員の内訳	関係行政機関の職員1名、保健医療福祉等関係団体の代表者10名
委員の公募をしたか	公募した
公募していない理由	-
委員定数に対する公募委員の枠20%以上に設定したか	20%以上
20%未満となった理由	-
備考	

## 27 地域の障害福祉に関するシステムづくり

こども・福祉部 障害者支援課

施策の概要	地域の障害者福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議と障害者福祉計画の策定及び進行管理について、広く市民の意見を反映する。		
施策の開始年度	平成19年度		
施策が属する事業の名称	地域自立支援協議会運営事業費		
施策自体の根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号 周南市地域自立支援協議会要綱第1条		
市民参画の根拠	市民参画の対象施策以外の施策		
任意の場合に市民参画を実施した理由	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進行管理について、広く市民の意見を反映するため。		
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○ 審議会等
	-	市民説明会	- ワークショップ
	-	アンケート	- その他
市民参画の方法を選択した理由	障害者団体、ボランティア団体、保健・医療・福祉団体、行政機関、学識経験者及び市民などの様々な見地から合意形成を図るため審議会等の方法を選択した。		
施策に関する情報の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページで公表した。</li> <li>・市民参画の実施に合わせて公表した。</li> </ul>		
市民参画を実施した評価や課題を入力	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画について、市民目線での適格な意見を把握することができた。		
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	計画期間が中間年度であるため、特に反映はしていない。		
令和3年度までの市民参画の実施状況	毎年度1～4回開催している。（計画策定年度は、4回程度行っている。）		

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市地域自立支援協議会
設置目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号に規定する事業（次条第1号において「相談支援事業」という。）をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議と障害福祉の計画の策定及び進行管理について広く市民の意見を反映するため
審議会等を設置する根拠	周南市地域自立支援協議会要綱第1条
会議開催回数 （書面開催含む）	会議-回、書面会議1回、オンライン会議-回
書面会議とした理由	新型コロナウイルス感染防止対策のため。
会議の議題	（1）周南市障害者計画（第4期）の進捗状況について （2）地域生活支援拠点事業の推進について
会議の公開状況	全ての会議を公開
部分公開・非公開の理由	-
開催前の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法
開催前7日前までの公表	遅滞なし
遅滞した理由又は公表しない理由	-
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
開催後の公表について	
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
委員の構成	学識経験者3人、公募による市民2人、公募以外の委員9人
公募以外の委員の内訳	障害者団体4名、ボランティア団体1名、保健・医療・福祉団体3名、行政機関1名、学識経験者3名、指名2名（公募枠数に応募者数が満たないため）
委員の公募をしたか	公募した
公募していない理由	-
委員定数に対する公募委員の枠20%以上に設定したか	20%以上
20%未満となった理由	-
備考	

## 28 地域密着型サービス事業の運営の適正化

こども・福祉部 指導監査室

施策の概要	事業者の指定、指定基準、介護報酬に関する事など、地域密着型サービスの適正な運営を確保する。			
施策の開始年度	平成 17 年度			
施策が属する事業の名称	社会福祉法人等指導監査事業費			
施策自体の根拠法令等	介護保険法			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策以外の施策			
任意の場合に市民参画を実施した理由	周南市が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	-	その他
市民参画の方法を選択した理由	介護保険の被保険者その他の関係者からの意見を反映し、学識経験を有する者の知見の活用を図るため、審議会等の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	ホームページでの常時公表と、市民参画の実施に合わせて公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	医療・福祉関係者等から専門性の高い意見が得られた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	地域密着型サービス事業の指定申請の内容について意見があり、再度確認を行い、反映させた。			
令和 3 年度までの市民参画の実施状況	毎年度 6 月、10 月、2 月の 3 回委員会を開催し、地域密着型サービス事業者の指定及び異動について諮問等を行った。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市地域密着型サービス運営委員会
設置目的	住み慣れた地域で、利用者のニーズにきめ細かく対応できる地域密着型サービスについて、適正な運営が確保されるよう、事業者指定、指定基準等に関し協議する。
審議会等を設置する根拠	周南市地域密着型サービス運営委員会設置要綱
会議開催回数 (書面開催含む)	会議3回、書面会議-回、オンライン会議-回
書面会議とした理由	-
会議の議題	第1回会議： (1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について (2) 指定地域密着型サービス事業者の異動について 第2回会議： (1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について (2) 指定地域密着型サービス事業者の異動について (3) 地域密着型サービス事業者募集の結果について 第3回会議： (1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について (2) 指定地域密着型サービス事業者の異動について
会議の公開状況	全ての会議を公開
部分公開・非公開の理由	-
開催前の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法
開催前7日前までの公表	遅滞なし
遅滞した理由又は公表しない理由	-
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
開催後の公表について	
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
委員の構成	学識経験者2人、公募による市民3人、公募以外の委員9人
公募以外の委員の内訳	関係行政機関の職員1名、保健・医療・福祉等の関係者8名
委員の公募をしたか	公募した
公募していない理由	-
委員定数に対する公募委	20%以上

員の枠20%以上に設定したか	
20%未満となった理由	-
備考	

## 29 健康づくりの推進

健康医療部 健康づくり推進課

施策の概要	市民と関係団体、行政等が協働し、健康づくり、食育、自殺対策を一体的に推進することにより、「市民一人ひとりがいきいきと健康に暮らせるまち周南」の実現を目指す。			
施策の開始年度	平成 15 年度			
施策が属する事業の名称	健康推進事業費			
施策自体の根拠法令等	健康増進法第 8 条第 2 項 食育基本法第 18 条第 1 項 自殺対策基本法第 13 条第 2 項 第 3 次周南市健康づくり計画			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策以外の施策			
任意の場合に市民参画を実施した理由	健康づくりを推進するにあたり、広く意見を聴取するため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	-	その他
市民参画の方法を選択した理由	専門家、市民等の様々な見地から合意形成を図るため審議会等の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	市民等の意見を通して、事業計画に反映したり、現状に即した内容での事業であることの確認の場にもなっている。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	がん検診を受けやすい会場設定への意見を受け、大型ショッピングセンターや競艇場での検診実施に反映した。			
令和 3 年度までの市民参画の実施状況	平成 30 年度までは、年 2～3 回程度会議を開催していたが、令和元年度以降は、コロナ禍の影響で、ほとんどを書面開催とした。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市健康づくり推進協議会
設置目的	全ての市民が生涯を通じて健康で生き生きと生活できる周南市の実現を図るため、市民、行政、関係機関・団体等社会全体が一体となった健康づくりの推進を図る。
審議会等を設置する根拠	周南市健康づくり推進協議会設置要綱 第1条
会議開催回数 (書面開催含む)	会議2回、書面会議-回、オンライン会議-回
書面会議とした理由	-
会議の議題	第1回会議：令和3年度健康づくり事業実績報告、令和4年度健康づくり事業計画の審議 第2回会議：令和4年度健康づくり事業実績報告、令和5年度健康づくり事業計画の審議
会議の公開状況	全ての会議を公開
部分公開・非公開の理由	-
開催前の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法
開催前7日前までの公表	遅滞なし
遅滞した理由又は公表しない理由	-
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
開催後の公表について	
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
委員の構成	学識経験者-人、公募による市民4人、公募以外の委員10人
公募以外の委員の内訳	関係団体の役職員11名、関係行政機関の職員4名
委員の公募をしたか	公募した
公募していない理由	-
委員定数に対する公募委員の枠20%以上に設定したか	20%以上
20%未満となった理由	-
備考	

### 30 水素エネルギー利活用の推進

産業振興部 商工振興課

施策の概要	周南コンビナートから大量かつ高純度の水素が生成される全国有数の水素発生都市という地域特性を活かし、国、県、企業等との連携による様々な取組やまちづくりに活かすための方策の検討等を通じ、水素利活用を推進する。			
施策の開始年度	平成 27 年度			
施策が属する事業の名称	水素利活用推進事業			
施策自体の根拠法令等	-			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策以外の施策			
任意の場合に市民参画を実施した理由	水素エネルギー利活用について、広く市民の意見聴取を行うため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	-	その他
市民参画の方法を選択した理由	専門家、学識経験者、市民など様々な見地から意見を聴取するため審議会等の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	ホームページおよび情報公開窓口で公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	市民の意見や活動状況を協議会で共有することができた。専門性の高い分野であるが、市民の理解が進むよう今後も普及啓発等を着実に推進していく。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	市民への普及啓発が必要という意見を得て、普及啓発イベントを開催した。			
令和 3 年度までの市民参画の実施状況	毎年度、協議会を開催し、意見を聴取している。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	水素利活用協議会
設置目的	市における水素エネルギーの利活用について必要な協議を行うため
審議会等を設置する根拠	南市水素利活用協議会設置要綱 第1条
会議開催回数 (書面開催含む)	会議-回、書面会議-回、オンライン会議1回
書面会議とした理由	-
会議の議題	(1) 周南市水素利活用計画に掲げた取組の進捗について (2) 周南市の取組について (3) 企業の取組について(情報提供) (4) その他
会議の公開状況	全ての会議を公開
部分公開・非公開の理由	-
開催前の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法
開催前7日前までの公表	遅滞なし
遅滞した理由又は公表しない理由	-
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
開催後の公表について	
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
委員の構成	学識経験者4人、公募による市民-人、公募以外の委員29人
公募以外の委員の内訳	企業関係者23名、商工関係団体の職員2名、行政機関4名
委員の公募をしたか	公募してない
公募していない理由	内容の専門性が高いため
委員定数に対する公募委員の枠20%以上に設定したか	-
20%未満となった理由	-
備考	

### 31 木質バイオマス材利活用の推進

産業振興部 商工振興課

施策の概要	豊富な森林資源と発電所を併せ持つ、本市の地域特性を活かした取組に向けて、市内コンビナート企業等と木質バイオマス材の利活用に係る施策の立案及び提案を検討し、木質バイオマス材の地産地消、市内産バイオマス材の利活用を推進する。			
施策の開始年度	令和2年度			
施策が属する事業の名称	木質バイオマス材利活用推進事業			
施策自体の根拠法令等	-			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策以外の施策			
任意の場合に市民参画を実施した理由	木質バイオマス材利活用について、広く市民の意見聴取を行うため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	-	その他
市民参画の方法を選択した理由	専門家、学識経験者、市民など様々な見地から意見を聴取するため審議会等の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	ホームページおよび情報公開窓口で公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	市民の意見や活動状況を協議会で共有することができた。また、頂いた意見等により、今後の市の取組の参考にすることができた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	協議会に参画する企業の提案で、市有林（向嶽）を活用した木質バイオマス材生産共同実証事業を開始した。			
令和3年度までの市民参画の実施状況	毎年度、協議会を開催し、意見を聴取している。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	木質バイオマス材利活用推進協議会
設置目的	市内における木質バイオマス材の利活用について必要な協議を行うため。
審議会等を設置する根拠	周南市木質バイオマス材利活用推進協議会設置要綱 第1条
会議開催回数 (書面開催含む)	会議1回、書面会議-回、オンライン会議-回
書面会議とした理由	-
会議の議題	(1) 市有林(向嶽)を活用した木質バイオマス材生産共同実証事業について (2) 緑山バイオマス材生産モデル事業の進捗状況について (3) 情報提供 (4) その他
会議の公開状況	一部の会議を非公開
部分公開・非公開の理由	不開示情報が含まれる事項について審議、調査等を行う場合
開催前の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法
開催前7日前までの公表	遅滞なし
遅滞した理由又は公表しない理由	-
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
開催後の公表について	
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
委員の構成	学識経験者4人、公募による市民-人、公募以外の委員9人
公募以外の委員の内訳	企業関係者6名、山口県東部森林組合1名、行政機関2名
委員の公募をしたか	公募してない
公募していない理由	内容の専門性が高いため
委員定数に対する公募委員の枠20%以上に設定したか	-
20%未満となった理由	-
備考	

## 32 周南市地方卸売市場の運営

産業振興部 農林課

施策の概要	地方卸売市場において、野菜、果実及びこれらの加工品並びに鳥卵及びその他の生鮮食料品等、また花き及びこれらの加工品、種苗、植木及びその他の品目等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、市民の生活の安定に資するという目的を遂行するため、市場の適正かつ健全な運営を確保する。 周南市地方卸売市場の運営・整備方針について、市長の諮問に応じ審議会で調査、審議する。			
施策の開始年度	不明			
施策が属する事業の名称	地方卸売市場事業			
施策自体の根拠法令等	卸売市場法、周南市地方卸売市場条例			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策以外の施策			
任意の場合に市民参画を実施した理由	卸売市場に関係する者、市民など様々な見地から、幅広い意見を聴取するため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	-	その他
市民参画の方法を選択した理由	学識経験者、卸売市場関係者や生産者、消費者など様々な見地から合意形成を図るため、審議会の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	市民参画の実施に合わせて公表した。ホームページでも、地方卸売市場の概要を掲載している。地方卸売市場の年報を作成し公表している。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	様々な見地から合意形成を図ることができた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	意見・提言については、具体的な計画見直し時に反映していくこととした。			
令和3年度までの市民参画の実施状況	直近では地方卸売市場の運営・整備方針等についての諮問事項や重要案件等が無かったこと、及び新型コロナウイルス感染症拡大防止の面から運営審議会の開催を見送り、代替え措置として事業年度毎の報告書（年報）を委員に送付した。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市地方卸売市場運営審議会
設置目的	周南市地方卸売市場の青果部、花き部の運営に関し、市長の諮問に応じ調査、審議すること
審議会等を設置する根拠	周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例 第1条 周南市地方卸売市場運営審議会規則
会議開催回数 (書面開催含む)	会議1回、書面会議-回、オンライン会議-回
書面会議とした理由	-
会議の議題	(1) 令和2年度及び3年度地方卸売市場の現況報告について (2) 周南市地方卸売市場にかかる計画等(施設分類別計画等)について
会議の公開状況	全ての会議を公開
部分公開・非公開の理由	-
開催前の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法、公開・非公開・部分公開の別
開催前7日前までの公表	遅滞なし
遅滞した理由又は公表しない理由	-
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
開催後の公表について	
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
委員の構成	学識経験者3人、公募による市民1人、公募以外の委員11人
公募以外の委員の内訳	卸売業者4名、仲卸業者2名、売買参加者3名、生産者1名、関連事業者1名
委員の公募をしたか	公募した
公募していない理由	-
委員定数に対する公募委員の枠20%以上に設定したか	20%以上
20%未満となった理由	-
備考	

### 33 地産地消の促進

産業振興部 農林課

施策の概要	地産地消の推進を積極的に展開し、健全な食生活の普及と地域の活性化を目指して、安心・安全な農林水産物の供給と地域内流通の仕組みづくり及び生産者と消費者の相互理解を促進する。			
施策の開始年度	平成 26 年度			
施策が属する事業の名称	地産地消促進事業			
施策自体の根拠法令等	第 3 次周南市地産地消促進計画			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策以外の施策			
任意の場合に市民参画を実施した理由	地産地消促進事業について広く市民の意見を反映させるため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	-	その他
市民参画の方法を選択した理由	地産地消の推進について様々な見地から協議会を通じて意見を聴取するため。			
施策に関する情報の公表	ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。しゅうなんブランド認定品のパンフレットを作成し、広く市民にも周知している。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	地産地消に関わる委員から現場の実態に即した意見を得ることができ、事業等の進め方の参考となった。特定の委員だけでなく、広く多くの委員に発言してもらえよう協議会の進行も工夫していきたい。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	協議会の意見をふまえて、「しゅうなんブランド」の認定を行った。			
令和 3 年度までの市民参画の実施状況	毎年度、協議会を開催し意見を聴取している。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市地産地消推進協議会
設置目的	地域特性を活かした農林水産物の生産振興を図るとともに、生産者、流通業者及び消費者の連携を深め、地産地消推進運動を積極的に展開し、地域の食料自給力を高めるとともに、健全な食生活の普及及び地域の活性化を目的とする。
審議会等を設置する根拠	周南市地産地消推進協議会設置要綱
会議開催回数 (書面開催含む)	会議3回、書面会議-回、オンライン会議-回
書面会議とした理由	-
会議の議題	第1回会議：総会 第2回会議：「しゅうなんブランド」認定審査会 第3回会議「しゅうなんブランド」の見直し及び令和5年度の事業計画について
会議の公開状況	全ての会議を公開
部分公開・非公開の理由	-
開催前の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法
開催前7日前までの公表	遅滞なし
遅滞した理由又は公表しない理由	-
公表方法	ホームページ
公表の適否	○
開催後の公表について	
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
委員の構成	学識経験者2人、公募による市民4人、公募以外の委員20人
公募以外の委員の内訳	農業・漁業・畜産団体4名、消費者団体2名、販売・流通関係6名、商工・観光関係2名、地域づくり関係1名、行政関係5名
委員の公募をしたか	公募した
公募していない理由	-
委員定数に対する公募委員の枠20%以上に設定したか	20%以上
20%未満となった理由	-
備考	

### 34 周南市地方卸売市場水産物市場の運営

産業振興部 水産課

施策の概要	地方卸売市場水産物市場において、生鮮水産物及びこれらの加工品並びにその他の生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、市民の生活の安定に資するという目的をすするため、市場の適正かつ健全な運営を確保する。			
施策の開始年度	不明			
施策が属する事業の名称	地方卸売市場事業			
施策自体の根拠法令等	卸売市場法、周南市地方卸売市場条例			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策以外の施策			
任意の場合に市民参画を実施した理由	卸売市場に関係する者、市民など様々な見地から、幅広い意見を聴取するため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	-	その他
市民参画の方法を選択した理由	専門家、学識経験者、市民など様々な見地から合意形成を図るため、審議会の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	市民参画の実施に合わせて公表した。ホームページでも、地方卸売市場水産物市場の概要の概要を掲載している。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	様々な見地から合意形成を図ることができた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	施設運営・整備についての意見・提言については、具体的な計画見直し時に反映していくこととした。			
令和3年度までの市民参画の実施状況	直近では水産物市場の運営・整備方針等についての諮問事項や重要案件等が無かったこと、及び新型コロナウイルス感染症拡大防止の面から運営審議会の開催を見送り、代替え措置として事業年度毎の報告書（年報）を委員に送付した。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市地方卸売市場水産物市場運営審議会
設置目的	周南市地方卸売市場水産物市場の運営に関し、市長の諮問に応じ調査、審議すること
審議会等を設置する根拠	周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例 第1条 周南市地方卸売市場水産物市場運営審議会規則
会議開催回数 (書面開催含む)	会議1回、書面会議-回、オンライン会議-回
書面会議とした理由	-
会議の議題	(1) 水産物市場の現況報告 (2) 水産物市場にかかる計画等について(施設分類別計画他)
会議の公開状況	全ての会議を公開
部分公開・非公開の理由	-
開催前の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法、公開・非公開・部分公開の別
開催前7日前までの公表	遅滞なし
遅滞した理由又は公表しない理由	-
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
開催後の公表について	
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
委員の構成	学識経験者3人、公募による市民1人、公募以外の委員6人
公募以外の委員の内訳	卸売業者2名、売買参加者2名、生産者2名
委員の公募をしたか	公募した
公募していない理由	-
委員定数に対する公募委員の枠20%以上に設定したか	20%以上
20%未満となった理由	-
備考	

### 35 空家等対策の推進

建設部 住宅課

施策の概要	適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与する。			
施策の開始年度	平成 28 年度			
施策が属する事業の名称	未来へつなぐ空き家対策事業費			
施策自体の根拠法令等	空家等対策の推進に関する特別措置法			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策以外の施策			
任意の場合に市民参画を実施した理由	空家等対策の推進に関して、広く市民の意見を聴取するため			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	-	その他
市民参画の方法を選択した理由	専門家、学識経験者、市民など様々な見地から合意形成を図るため審議会等の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	専門家、学識経験者、市民などの意見を参考に今後の対策を検討することができた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	得られた意見を空き家の所有者に提案した。（具体的な内容は個人の権利利益を害する恐れがあるため非公開）			
令和 3 年度までの市民参画の実施状況	平成 28 年度から必要に応じ、特定空家等の判定、勧告、命令等に関し審議会等に諮問し答申を受けている。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市空家等審議会
設置目的	特定空家等の判定、勧告、命令等について必要な事項を審議する
審議会等を設置する根拠	周南市空家等の適切な管理に関する条例 第7条第1項
会議開催回数 (書面開催含む)	会議2回、書面会議-回、オンライン会議-回
書面会議とした理由	-
会議の議題	第1回会議：会長・副会長の選出、危険空き家の対応についての審議 第2回会議：市長から諮問を受けた、特定空家等の判定についての審議
会議の公開状況	全部の会議を非公開
部分公開・非公開の理由	不開示情報が含まれる事項について審議、調査等を行う場合
開催前の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法
開催前7日前までの公表	遅滞なし
遅滞した理由又は公表しない理由	-
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
開催後の公表について	
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
委員の構成	学識経験者4人、公募による市民-人、公募以外の委員2人
公募以外の委員の内訳	専門家4名、団体推薦2名 都市計画又は生活環境に関し識見を有する者1名、弁護士1名、建築に関し識見を有する者2名、その他市長が必要と認める者2名
委員の公募をしたか	公募してない
公募していない理由	行政処分に関する審議等を行うため
委員定数に対する公募委員の枠20%以上に設定したか	-
20%未満となった理由	-
備考	

### 36 富田西部第一土地区画整理事業の推進

都市整備部 市街地整備課

施策の概要	公共施設の整備及び宅地の利用増進を図る			
施策の開始年度	平成5年度			
施策が属する事業の名称	富田西部第一土地区画整理事業			
施策自体の根拠法令等	土地区画整理法 富田西部第一土地区画整理事業計画			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策以外の施策			
任意の場合に市民参画を実施した理由	土地区画整理法第65条第3項に、評価員への意見聴取が規定されているため			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	-	その他
市民参画の方法を選択した理由	学識経験者等の様々な見地から意見を聴取するため審議会等の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	ホームページを活用し実施に合わせて公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	幅広い専門的な立場での意見が施策に反映できた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	適切な保留地予定地の価格の決定に反映できた。			
令和3年度までの市民参画の実施状況	事業推進の案件に応じて審議会、評価員会に諮問し答申を受けている。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	富田西部第一土地区画整理評価委員会
設置目的	土地区画整理法第 65 条第 3 項に規定する評価の決定について審議するため
審議会等を設置する根拠	周南市土地区画整理評価委員会規則第 2 条
会議開催回数 (書面開催含む)	会議 1 回、書面会議-回、オンライン会議-回
書面会議とした理由	-
会議の議題	保留地予定地の価額について
会議の公開状況	全部の会議を非公開
部分公開・非公開の理由	法令等に特別の定めがある場合
開催前の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法
開催前 7 日前までの公表	遅滞なし
遅滞した理由又は公表しない理由	-
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
開催後の公表について	
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
委員の構成	学識経験者 4 人、公募による市民-人、公募以外の委員 1 人
公募以外の委員の内訳	富田西部第一土地区画整理審議会より選出
委員の公募をしたか	公募してない
公募していない理由	住民の権利を制限する内容に関する審議等を行うため
委員定数に対する公募委員の枠 20%以上に設定したか	20%未満
20%未満となった理由	地区内土地所有者に限定
備考	

### 37 新南陽総合支所庁舎建設基本設計の作成

新南陽総合支所 新南陽総合支所地域政策課

施策の概要	「新南陽総合支所の整備に関する基本的な方針」等を踏まえ、新南陽総合支所庁舎建設の基本設計を作成する。			
施策の開始年度	令和3年度			
施策が属する事業の名称	新南陽総合支所整備事業費			
施策自体の根拠法令等	なし			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策以外の施策			
任意の場合に市民参画を実施した理由	事業費は10億円未満だが、広く市民の意見を取り入れたいと考えたため			
市民参画の方法	<input type="radio"/>	パブリック・コメント	-	審議会等
	<input type="radio"/>	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	-	その他
市民参画の方法を選択した理由	市民の生の声を聞いて施策に反映するため、市民説明会の方法を選択した。また、市民説明会に参加できない人の意見も取り入れるため、パブリック・コメントも実施した。			
施策に関する情報の公表	ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	市民説明会では、生の声を聞くことができ、建設的な意見も多く、施策に反映することができた。一方、パブリック・コメントでは、特定の市民からの基本設計以外の意見が大部分を占めており、市民の総意を確認するには至らなかった。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	玄関の向きに対する意見を得て、平面図を変更した。			
令和3年度までの市民参画の実施状況	令和2年度に、「新南陽総合支所の整備に関する基本的な方針」についての市民説明会を実施した。 令和3年度に、「新南陽総合支所整備事業の概要」についての市民説明会を実施した。			

◎パブリック・コメントの詳細

施策の案の名称	新南陽総合支所庁舎建設基本設計（案）
実施について	
意見提出期間	令和4年7月1日～令和4年8月1日
意見提出手段	書面持参、郵便、ファクシミリ、電子メール
実施の適否	○
実施時の公表について	
公表事項	施策の案の名称、施策の案及びその案に関する資料、意見を提出できるもの、意見の提出先、提出期間及び提出手段、意見を提出する場合の記載事項、提出された意見の検討結果の公表の仕方、施策の案等の閲覧方法及び閲覧場所
公表方法	○、ホームページへの掲載、SNSへの掲載
公表の適否	○
実施後について	
公表事項	意見の概要、市の機関の考え方
公表方法	-
公表の適否	○
意見の提出状況	提出者数2、意見数9
意見の検討結果	修正なし

◎市民説明会の詳細

集会の名称	新南陽総合支所整備に関する住民説明会
議題（テーマ）	基本設計（案）
参加対象者	指定なし
令和4年度の開催回数	6回
開催場所	新南陽
開催前の公表について	
公表事項	集会の名称、開催日時及び場所、議題（テーマ）、参加できるもの
開催前2週間前までの公表	遅滞なし
公表方法	市広報、ホームページ、SNS
公表の適否	○
開催後の公表について	
公表事項	集会の名称、開催日時及び場所、議題（テーマ）、集会の内容、参加者数
公表方法	ホームページ、情報公開窓口、SNS
公表の適否	○
参加人数合計	45人
備考	

### 38 採用試験に関するポスターの作成

消防本部 消防総務課

施策の概要	採用試験受験者増加を目的に、同年代である学生の視点を取り入れたポスターを作成する。		
施策の開始年度	令和4年度		
施策が属する事業の名称	-		
施策自体の根拠法令等	なし		
市民参画の根拠	市民参画の対象施策以外の施策		
任意の場合に市民参画を実施した理由	広い視点、市民目線を取り入れたものにするため		
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	- 審議会等
	-	市民説明会	- ワークショップ
	-	アンケート	○ その他
市民参画の方法を選択した理由	採用試験にあたり、受験者と同年代の学生の作成するポスターが目を引き、効果が高いのではないかと考え依頼した。		
施策に関する情報の公表	市の機関、駅、学校等に貼り出した。		
市民参画を実施した評価や課題を入力	力を入れて取り組んでいただき、印象的なポスターを作成していただいた。また、教育的な効果もあったと考えられ、相互に有益であったのではないかと考えている。		
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	-		
令和3年度までの市民参画の実施状況	消防制服のエンブレム決定		

## ◎その他

取組の名称	消防職員採用ポスターの作製依頼
取組の目的	作品の中から代表作品を選考し、市内に掲示し、採用試験受験を促すため
参画の対象者	徳山高専デザイン研究部の学生
参画の方法	ポスター作製
公表の方法	掲示板、駅、市施設などに掲示
取組の時期	令和4年7月
実績	代表作品を市内に掲示し、採用試験受験につなげた。
備考	

### 39 社会教育の奨励

教育部 生涯学習課

施策の概要	すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するため社会教育を奨励する。			
施策の開始年度	不明(周南市合併前から実施)			
施策が属する事業の名称	社会教育振興一般事務費			
施策自体の根拠法令等	社会教育法第 15 条			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策以外の施策			
任意の場合に市民参画を実施した理由	社会教育の奨励に関して広く意見を聴取するため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	-	その他
市民参画の方法を選択した理由	専門家、学識経験者、市民など様々な見地から合意形成を図るため審議会等の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	3回会議を開催し、出席者全員から意見を聴取した。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	-			
令和3年度までの市民参画の実施状況	年2～3回の社会教育委員会議を実施。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市社会教育委員会議
設置目的	社会教育行政に広く地域の意見等を反映させるため
審議会等を設置する根拠	社会教育法 第15条 周南市社会教育委員設置条例 第1条
会議開催回数 (書面開催含む)	会議3回、書面会議-回、オンライン会議-回
書面会議とした理由	-
会議の議題	<p>【第1回】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会教育団体に対する補助金の交付について</li> <li>2 教育大綱(生涯学習課分)に掲げる目標の進捗管理について</li> <li>3 学び・交流プラザにおけるインターネット環境について</li> </ol> <p>【第2回】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学び・交流プラザのこれからの在り方について</li> <li>2 第64回全国社会教育研究大会広島大会について(報告)</li> <li>3 講話「これからの社会教育の充実について」</li> </ol> <p>【第3回】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学び・交流プラザのこれからの在り方について</li> <li>2 放課後子供教室一体化の現状について</li> <li>3 花いっぱい推進事業の終了について(報告)</li> </ol>
会議の公開状況	全ての会議を公開
部分公開・非公開の理由	-
開催前の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法
開催前7日前までの公表	遅滞なし
遅滞した理由又は公表しない理由	-
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
開催後の公表について	
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
委員の構成	学識経験者1人、公募による市民3人、公募以外の委員10人
公募以外の委員の内訳	学校教育分野3名、社会教育分野4名、家庭教育分野3名
委員の公募をしたか	公募した
公募していない理由	-
委員定数に対する公募委	20%以上

員の枠20%以上に設定したか	
20%未満となった理由	-
備考	

## 40 二十歳の記念式典の企画及び運営

教育部 生涯学習課

施策の概要	二十歳の門出を祝福、激励するとともに、法的にも大人として認められた権利及び責任等に対する自覚を促す。 青少年により組織された実行委員会を立ち上げ、企画・運営を主体的に行うことにより、次代のリーダー育成に寄与する。			
施策の開始年度	不明			
施策が属する事業の名称	成人式開催事業			
施策自体の根拠法令等	なし			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策以外の施策			
任意の場合に市民参画を実施した理由	青少年が企画・運営を主体的に行うことにより、次代のリーダー育成に寄与するため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	-	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	○	その他
市民参画の方法を選択した理由	二十歳の門出を祝福・激励する式典を、周南市内に在住・在勤・在学する若者自らが企画・運営することで、若者の視点に立った有意義な式典にするとともに、主体的に行動できる社会人を育成するため			
施策に関する情報の公表	ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。 SNSを利用して実行委員会の活動の様子を掲載			
市民参画を実施した評価や課題を入力	式典参加者（二十歳）に近い青年が企画・運営に携わることで、時代に合った企画内容となった。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	式典のテーマ、記念品、企画内容について、実行委員会で協議を重ね、配付する記念品の決定、しおりや式典後の企画映像を作成した。			
令和3年度までの市民参画の実施状況	毎年度、実行委員会を立ち上げ周南市成人式の式典及び関連事業の企画及び運営を行っている。令和3年度は7回実行委員会を実施した。			

◎その他

取組の名称	二十歳の記念式典の企画・運営に関すること
取組の目的	二十歳の門出を祝福・激励する式典を、周南市内に在住・在勤・在学する若者自らが企画・運営することで、若者の視点に立った有意義な式典にするとともに、主体的に行動できる社会人を育成するため
参画の対象者	19～30 歳
参画の方法	二十歳の記念式典の企画・運営
公表の方法	市広報、ホームページ、SNS、報道機関
取組の時期	令和4年7月から令和5年2月
実績	20名参加
備考	

## 41 青少年育成センターの運営

教育部 生涯学習課

施策の概要	青少年の補導活動を総合的に推進し、青少年の非行化を防止するとともに青少年の健全な育成を図るために設置された青少年育成センターの運営を行う。			
施策の開始年度	不明			
施策が属する事業の名称	青少年育成センター運営事業			
施策自体の根拠法令等	周南市青少年育成センターの設置に関する規則			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策以外の施策			
任意の場合に市民参画を実施した理由	青少年育成センターの運営に関して、広く意見を聴取するため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	-	その他
市民参画の方法を選択した理由	少年補導関係機関の代表者、青少年関係団体の代表者、学識経験者及び青少年指導員の意見を聴取するため。			
施策に関する情報の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。</li> <li>・出前トークを開催した。</li> </ul>			
市民参画を実施した評価や課題を入力	関係機関と連携・情報共有することで、社会全体で青少年の健全育成に取り組むことができる			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	白ポストの今後の方針について、インターネットが普及し投函件数が減少している。令和3年度には、今しばらく必要との意見があり、様子をみながら廃止を検討することとした。			
令和3年度までの市民参画の実施状況	毎年度、運営委員会を開催し、意見を聴取している。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市青少年育成センター運営委員会
設置目的	周南市青少年育成センターの円滑な運営を行うため
審議会等を設置する根拠	周南市青少年育成センター運営委員会設置要綱
会議開催回数 (書面開催含む)	会議2回、書面会議-回、オンライン会議-回
書面会議とした理由	-
会議の議題	第1回：(1)周南市青少年育成センターの概要について(1)令和3年度の事業報告(3)令和4年度の事業計画 第2回：(1)令和4年度事業報告(2)令和5年度活動計画
会議の公開状況	全部の会議を非公開
部分公開・非公開の理由	会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合
開催前の公表について	
公表事項	-
開催前7日前までの公表	公表していない
遅滞した理由又は公表しない理由	個人に係る内容があるため
公表方法	-
公表の適否	×
開催後の公表について	
公表方法	-
公表の適否	×
委員の構成	学識経験者-人、公募による市民-人、公募以外の委員17人
公募以外の委員の内訳	少年補導関係機関6名、青少年関係団体9名、青少年指導員2名
委員の公募をしたか	公募していない
公募していない理由	少年補導関係機関の代表者、青少年関係団体の代表者、学識経験者及び青少年指導員で構成するため
委員定数に対する公募委員の枠20%以上に設定したか	-
20%未満となった理由	-
備考	

## 42 大田原自然の家の管理運営

教育部 生涯学習課

施策の概要	青少年の健全育成を推進するために設置された大田原自然の家の運営を行う。			
施策の開始年度	昭和 57 年			
施策が属する事業の名称	大田原自然の家管理運営事業			
施策自体の根拠法令等	周南市大田原自然の家条例			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策以外の施策			
任意の場合に市民参画を実施した理由	大田原自然の家の適正かつ円滑な運営について、広く意見を聴取するため			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	-	その他
市民参画の方法を選択した理由	専門家、学識経験者、市民など様々な見地から合意形成を図るため審議会等の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	市民参画の実施に合わせて公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	移転後の施設整備・活動プログラムについて、委員から提案があった。今後の検討課題に含める			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	移転後の施設整備・活動プログラムについての、提案については、今後の検討課題に含める			
令和 3 年度までの市民参画の実施状況	毎年度、年 1、2 回程度運営協議会を開催し、自然の家の基本的な運営方針等について意見を得ている。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	大田原自然の家運営協議会
設置目的	大田原自然の家の適正かつ円滑な運営を図るため
審議会等を設置する根拠	周南市大田原自然の家条例第 17 条
会議開催回数 (書面開催含む)	会議 1 回、書面会議-回、オンライン会議-回
書面会議とした理由	-
会議の議題	第 1 回会議：令和 3 年度事業報告並びに利用状況について 令和 4 年度事業状況について 大田原自然の家移転に関する進捗状況について
会議の公開状況	全ての会議を公開
部分公開・非公開の理由	-
開催前の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法
開催前 7 日前までの公表	遅滞なし
遅滞した理由又は公表しない理由	-
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
開催後の公表について	
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
委員の構成	学識経験者 2 人、公募による市民-人、公募以外の委員 5 人
公募以外の委員の内訳	社会教育団体 3 名、学校教育代表 2 名
委員の公募をしたか	公募してない
公募していない理由	施設利用者に関係が深い団体、施設の属する学区の校長から委員を推薦してもらうため
委員定数に対する公募委員の枠 20%以上に設定したか	-
20%未満となった理由	-
備考	

## 43 教育集会所の運営

教育部 人権教育課

施策の概要	地域の集会や文化教養講座等を通じた生涯学習の場として地域福祉・社会教育の向上を図る。			
施策の開始年度	平成 30 年度			
施策が属する事業の名称	教育集会所管理運営事業費			
施策自体の根拠法令等	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 周南市教育集会所条例			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策以外の施策			
任意の場合に市民参画を実施した理由	教育集会所の運営に関して、利用者の率直な意見を把握するため			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	-	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	○	アンケート	-	その他
市民参画の方法を選択した理由	利用者の率直な意見を把握するため、アンケートの方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	市民参画の実施に合わせて公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	周南市教育集会所施設分類別計画の改訂にあたり、利用者の方の教育集会所に対する率直な意見を把握することができた			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	-			
令和 3 年度までの市民参画の実施状況	教育集会所施設分類別計画案策定時（平成 29 年度）にアンケートを実施し、市民の意見を調査したうえで教育集会所施設分類別計画案を策定した。			

## ◎アンケート

アンケートのテーマ	教育集会所についてのアンケート
募集期間	令和4年7月8日～令和4年7月22日
実施の詳細	設問および自由記述により、教育集会所に対する市民の考えや思いを聴取した。
回答方法	書面持参
対象者	教育集会所利用者および自治会員
公表方法	教育集会所への設置および自治会長を通じたの周知 教育集会所への設置および自治会長を通じたの周知
回答数	30
備考	

## 44 地域人権教育の推進

教育部 人権教育課

施策の概要	「市民一人ひとりの人権が尊重されるまち」の実現に向けて、学校、地域社会、企業・職場における人権教育を推進する。			
施策の開始年度	不明			
施策が属する事業の名称	地域人権教育推進事業費			
施策自体の根拠法令等	憲法に定める自由権、平等権、生存権、教育を受ける権利、勤労権 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 周南市人権行政基本方針			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策以外の施策			
任意の場合に市民参画を実施した理由	人権教育を総合的かつ効果的に推進するため			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	-	その他
市民参画の方法を選択した理由	学識経験者、事業者及び各種団体が推薦する者、教育機関及び行政機関を代表する者、市民など、様々な見地から人権教育に関し協議する審議会等の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	ホームページで常時公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	各種方面の取組や考えを共有し、今後の活動に生かしてもらうことができた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	各種方面の取組や考えを共有することができた。			
令和3年度までの市民参画の実施状況	毎年度、協議会を開催し、学校、地域社会、企業・職場等における人権教育について協議している。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市人権教育推進協議会
設置目的	人権教育を総合的かつ効果的に推進する上で必要な事項を協議する。
審議会等を設置する根拠	周南市人権教育推進協議会設置要綱
会議開催回数 (書面開催含む)	会議2回、書面会議-回、オンライン会議-回
書面会議とした理由	-
会議の議題	第1回会議：各団体の取組等 第2回会議：各団体の取組等
会議の公開状況	全ての会議を公開
部分公開・非公開の理由	-
開催前の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場
開催前7日前までの公表	遅滞なし
遅滞した理由又は公表しない理由	-
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	×
開催後の公表について	
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
委員の構成	学識経験者-人、公募による市民4人、公募以外の委員17人
公募以外の委員の内訳	事業者及び各種団体が推薦する者10名、教育機関及び行政機関を代表する者7名
委員の公募をしたか	公募した
公募していない理由	-
委員定数に対する公募委員の枠20%以上に設定したか	20%以上
20%未満となった理由	-
備考	

## 45 コミュニティ・スクールの推進

教育部 学校教育課

施策の概要	各小・中学校に学校運営協議会を設置し、地域の学習拠点として学校の役割を発揮し、地域教育力の活用と、学校の教育機能を提供しながら、学校の良さの更なる伸長と課題解決に向け、保護者・地域が協働実践する地域づくり・学校づくりを推進する。			
施策の開始年度	平成 20 年度			
施策が属する事業の名称	コミュニティ・スクール事業費			
施策自体の根拠法令等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 周南市学校運営協議会規則 周南市地域とともにある学校づくり推進協議会設置要綱			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策以外の施策			
任意の場合に市民参画を実施した理由	地域とともにある学校づくりを推進するため、地域住民とともに課題解決や様々な取組を協働して行うため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	-	その他
市民参画の方法を選択した理由	地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めるよう規定されている。 多様な意見を間接的かつ直接的に市民の意見を聴取する。			
施策に関する情報の公表	学校の取組などを学校だよりや学校のホームページ等で適宜公表している。 地域とともにある学校づくり推進協議会については、協議した事項を市ホームページや情報公開窓口に公表している。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	各校において、協議会委員の意見を参考に、特色ある学校づくりの取組に活かすことができた。 各学校・各地域での取組等について情報交換等を行うことによって、新たな気付きや視点等を得ることができ、今後の施策展開の参考となった。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	各校において、学校運営や学校行事など各学校・各地域における取組に反映している。			
令和 3 年度までの市民参画の実施状況	(学校運営協議会) 各校において、地域住民や児童生徒の保護者、地域団体の代表者等によって構成し、年 4～5 回程度開催している。 (地域とともにある学校づくり推進協議会) 平成 27 年度から、毎年度会議を開催。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	学校運営協議会
設置目的	各小・中学校に学校運営協議会を設置し、地域の学習拠点として学校の役割を発揮し、地域教育力の活用と、学校の教育機能を提供しながら、学校の良さの更なる伸長と課題解決に向け、保護者・地域が協働実践する地域づくり・学校づくりを推進する。
審議会等を設置する根拠	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の5 周南市学校運営協議会規則 第3条
会議開催回数 (書面開催含む)	会議 205 回、書面会議-回、オンライン会議-回
書面会議とした理由	-
会議の議題	40 校でそれぞれ取り組んでおり、議題も開催回数も一律ではない。
会議の公開状況	全ての会議を公開
部分公開・非公開の理由	-
開催前の公表について	
公表事項	学校によって、公表の有無や公表事項が異なる。
開催前 7 日前までの公表	公表していない
遅滞した理由又は公表しない理由	市内 40 校における地域に密着した会議であり、学校だよりの行事予定表等によって地域内で周知を図っている学校もある。
公表方法	学校によって、学校ホームページや学校だより等を活用
公表の適否	×
開催後の公表について	
公表方法	学校によっては学校ホームページや学校だより等を活用
公表の適否	×
委員の構成	学識経験者 94 人、公募による市民-人、公募以外の委員 624 人
公募以外の委員の内訳	地域住民、対象学校の校長・教職員、関係行政機関の職員等
委員の公募をしたか	公募していない
公募していない理由	法律に基づき、地域住民等が委員に選任されている。
委員定数に対する公募委員の枠 20%以上に設定したか	-
20%未満となった理由	-
備考	

## 46 コミュニティ・スクールを核とした地域のネットワークの強化、地域とともにある学校づくりの推進

教育部 学校教育課

施策の概要	地域ぐるみで子どもの育ちや学びを支援する質の高い教育支援体制を整備し、コミュニティ・スクールに関する施策の充実や各学校の自立した取組の推進に向けた検討・協議を行う。			
施策の開始年度	平成 27 年度			
施策が属する事業の名称	コミュニティ・スクール事業費			
施策自体の根拠法令等	周南市地域とともにある学校づくり推進協議会設置要綱			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策以外の施策			
任意の場合に市民参画を実施した理由	地域とともにある学校づくりを推進するため、地域住民等とともに課題解決や様々な取組を検討し、協働して行うため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	-	その他
市民参画の方法を選択した理由	間接的かつ直接的に市民の意見を聴取するため			
施策に関する情報の公表	市ホームページや情報公開窓口に公表			
市民参画を実施した評価や課題を入力	各学校・各地域での取組等について情報交換等を行うことによって、新たな気付きや視点等を得ることができ、今後の施策展開の参考となった。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	審議会における意見等を参考に、各学校・各地域における取組に反映。			
令和 3 年度までの市民参画の実施状況	平成 27 年度から、毎年度会議を開催。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市地域とともにある学校づくり推進協議会
設置目的	地域ぐるみで子どもの育ちや学びを支援する質の高い教育支援体制を整備し、コミュニティ・スクールに関する施策の充実や各学校の自立した取組を推進する。
審議会等を設置する根拠	周南市地域とともにある学校づくり推進協議会設置要綱 第1条
会議開催回数 (書面開催含む)	会議2回、書面会議-回、オンライン会議-回
書面会議とした理由	-
会議の議題	1回目：・学校教育課所管説明・グループ協議・発表 2回目：・学校教育課所管説明・令和3年度子どもに関する事業について各課から報告・グループ協議
会議の公開状況	全ての会議を公開
部分公開・非公開の理由	-
開催前の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法
開催前7日前までの公表	遅滞なし
遅滞した理由又は公表しない理由	-
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
開催後の公表について	
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
委員の構成	学識経験者1人、公募による市民-人、公募以外の委員21人
公募以外の委員の内訳	小・中学校長会2名、学校運営協議会代表者4名、PTA1名、地域学校協働活動推進員代表者4名、会計部局担当者10名
委員の公募をしたか	公募してない
公募していない理由	各学校運営協議会や地域学校協働活動推進員の地区代表等、多くの市民も入って構成している。
委員定数に対する公募委員の枠20%以上に設定したか	-
20%未満となった理由	-
備考	

## 47 学校部活動の円滑な地域移行に向けた環境構築

教育部 学校教育課

施策の概要	周南市立中学校における部活動について、地域で行われる文化・スポーツ活動への段階的移行に向け、中学生をはじめ、誰もが気軽に生涯にわたり文化・スポーツ活動に親しみ、楽しむことができる環境づくりを検討。			
施策の開始年度	令和4年度			
施策が属する事業の名称	やまぐち部活動改革推進事業			
施策自体の根拠法令等	周南市文化・スポーツ活動推進協議会設置要綱			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策以外の施策			
任意の場合に市民参画を実施した理由	関係機関・団体等を構成団体から意見を聴取し、多様な視点に立って検討を進めていくため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	-	その他
市民参画の方法を選択した理由	関係機関・団体等を構成団体等、多様な視点に立ち、連携して取組を検討していくため審議会等の方法を選択。			
施策に関する情報の公表	市ホームページで随時公表			
市民参画を実施した評価や課題を入力	それぞれの機関・団体を通じて各所属団体等から事前に意見を集約いただくことにより、様々な見地で専門的な意見を得ることができ、部活動の地域移行に向けた課題の抽出や整理ができた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	協議会における意見をもとに、地域移行に向けた方向性を整理している。			
令和3年度までの市民参画の実施状況	なし			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市文化・スポーツ活動推進協議会
設置目的	周南市立中学校における部活動について、地域で行われる文化・スポーツ活動への段階的移行に向け、中学生をはじめ、誰もが気軽に生涯にわたり文化・スポーツ活動に親しみ、楽しむことができる環境づくりを検討。
審議会等を設置する根拠	周南市文化・スポーツ活動推進協議会設置要綱 第1条
会議開催回数（書面開催含む）	会議3回、書面会議1回、オンライン会議1回
書面会議とした理由	-
会議の議題	第1回：所管説明、意見交換（各団体でできることや課題となること） 第2回：所管説明、意見交換（活動の場、活動施設、移行開始時期等） 第2回：所管説明、意見交換（方針案、中山間地域等の活動機会の確保、活動費用・保険等）
会議の公開状況	全ての会議を公開
部分公開・非公開の理由	-
開催前の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法
開催前7日前までの公表	遅滞なし
遅滞した理由又は公表しない理由	-
公表方法	ホームページ、情報公開窓口、報道機関
公表の適否	○
開催後の公表について	
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
委員の構成	学識経験者1人、公募による市民1人、公募以外の委員19人
公募以外の委員の内訳	スポーツ関係の市内の文化団体・スポーツ団体関係者、大学、高校、中学校、小学校等学校関係者、PTA団体の代表など19名
委員の公募をしたか	公募していない
公募していない理由	スポーツ関係の市内の文化団体・スポーツ団体関係者やPTA団体など多くの市民に参加いただき、環境づくりを検討している。
委員定数に対する公募委員の枠20%以上に設定したか	-
20%未満となった理由	-
備考	

## 48 周南市立学校給食センターの運営

教育部 学校給食課

施策の概要	各学校給食センターの円滑な運営により、児童生徒に安心安全でおいしい給食の安定供給をする。給食費の額、給食物資の購入計画及び選定、献立に関することなどを検討し、周南市立学校給食センターの適正な運営を行う。			
施策の開始年度	-			
施策が属する事業の名称	学校給食費一般事業費			
施策自体の根拠法令等	学校給食法ほか 周南市立学校給食センター条例及び施行規則			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策以外の施策			
任意の場合に市民参画を実施した理由	審議会や協議会の開催を通して、幅広い意見を取り入れ学校給食センターの運営等に反映していくため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	-	その他
市民参画の方法を選択した理由	給食の提供を直接受ける学校関係者や学識経験者など様々な見地から、意見を聴取し、合意形成を図る必要があるため、審議会の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	審議会の開催について、ホームページや情報公開窓口にて、状況にあわせて審議会等の開催状況や会議録等を広く公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	審議会を開催し、委員である給食の提供を直接受ける小中学校の校長や保護者から、給食に関する問題点や献立に関する意見などの確かな意見を聴取することにより給食センターの運営改善や、献立決定に繋がった。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	多くの委員から、令和6年度に予定している学校給食費改定についての意見を得ることが出来たため、具体的な改定案に着手することが可能となった。学校行事に合わせ、献立表を変更した。			
令和3年度までの市民参画の実施状況	毎年度、学校給食センターの運営に関することやその他の学校給食に関することを審議し、各委員からの意見を参考にしながら、安心安全でより良い学校給食の提供に取り組んでいる。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市立学校給食センター運営審議会
設置目的	給食費の額の決定、給食物資の購入計画に関する事、その他給食センターの運営に関する事を審議する。
審議会等を設置する根拠	周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例、周南市立学校給食センター運営審議会規則
会議開催回数 (書面開催含む)	会議2回、書面会議-回、オンライン会議-回
書面会議とした理由	-
会議の議題	第1回会議：令和3年度学校給食の運営状況について、令和4年度学校給食の運営概要について 第2回会議：令和4・5年度周南市立学校給食センター物資納入業者名簿の追加登録について、令和4年度事業の報告について
会議の公開状況	全ての会議を公開
部分公開・非公開の理由	-
開催前の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法
開催前7日前までの公表	遅滞なし
遅滞した理由又は公表しない理由	-
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
開催後の公表について	
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
委員の構成	学識経験者1人、公募による市民-人、公募以外の委員18人
公募以外の委員の内訳	周南市立小学校長及び同中学校長8名、周南市立小学校及び中学校PTA8名、学校医1名、山口県健康福祉センター職員1名、学識経験者1名
委員の公募をしたか	公募してない
公募していない理由	周南市立学校給食センター運営審議会規則に基づいて委員を選任している。各校のPTAの代表が市民として委員に選任されている。
委員定数に対する公募委員の率20%以上に設定したか	-
20%未満となった理由	-
備考	

## 49 学校給食の献立及び物資の選定等

教育部 学校給食課

施策の概要	安心安全でより良い学校給食の提供をするため、献立、物資等について協議を行う。			
施策の開始年度	-			
施策が属する事業の名称	学校給食費一般事業費			
施策自体の根拠法令等	周南市学校給食センター給食協議会設置要綱			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策以外の施策			
任意の場合に市民参画を実施した理由	保護者や学校関係者の意見を踏まえ、子ども達に安心安全でおいしい給食を提供する。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	-	その他
市民参画の方法を選択した理由	学校給食センター管内の学校関係者（給食主任、栄養士、PTA代表等）を構成員としており、様々な見地から合意形成を図るため審議会等の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	市民参画の実施に合わせて公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	給食の提供を直接受ける保護者や現場のことがわかる給食主任が委員に入っているため、具体的な献立に関する意見交換や感想等を集約することができ有意義である。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	学校行事に合わせ、献立表を変更した。			
令和3年度までの市民参画の実施状況	学校給食の献立や学校給食用物資の選定に関すること等を審議し、安心安全でより良い学校給食の提供に努めている。			

◎審議会等の詳細 1

審議会等の名称	周南市学校給食センター給食協議会（熊毛）
設置目的	安心安全でより良い学校給食の提供をするため、献立、物資等について協議を行う。
審議会等を設置する根拠	周南市学校給食センター給食協議会設置要綱
会議開催回数（書面開催含む）	会議 1 回、書面会議 2 回、オンライン会議 1 回
書面会議とした理由	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、書面決議とした。
会議の議題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 回会議：書面決議 給食献立表 1 学期及び 2 学期（案）</li> <li>・第 2 回会議：書面決議 給食に関する意見交換、令和 4 年度 3 学期分（案）の献立について</li> <li>・第 3 回会議：給食に関する意見交換、令和 5 年度 1 学期分（案）の献立について</li> </ul>
会議の公開状況	全部の会議を非公開
部分公開・非公開の理由	会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合
開催前の公表について	
公表事項	-
開催前 7 日前までの公表	公表していない
遅滞した理由又は公表しない理由	第 1 回・第 2 回会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から書面開催としたため公表を行っていない。 第 3 回会議は、新型コロナウイルス感染拡大により直前まで書面開催とするかどうか判断に時間を要し公表を行っていない。
公表方法	
公表の適否	×
開催後の公表について	
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
委員の構成	学識経験者 1 人、公募による市民 1 人、公募以外の委員 6 人
公募以外の委員の内訳	学校の給食担当者 6 名、給食センター栄養士 1 名、PTA 代表者 1 名、学校給食課職員 2 名
委員の公募をしたか	公募していない
公募していない理由	周南市学校給食センター給食協議会設置要綱に基づき選任している。委員には P T A を代表する市民を選任している。
委員定数に対する公募委員の率 20%以上に設定したか	-
20%未満となった理由	-
備考	

◎審議会等の詳細 2

審議会等の名称	周南市学校給食センター給食協議会（栗屋）
設置目的	安心安全でより良い学校給食の提供をするため、献立、物資等について協議を行う。
審議会等を設置する根拠	周南市学校給食センター給食協議会設置要綱
会議開催回数（書面開催含む）	会議 1 回、書面会議 2 回、オンライン会議 1 回
書面会議とした理由	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、書面決議とした。
会議の議題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 1 回会議：書面決議 令和 4 年度 1 学期献立及び 2 学期献立（案）、給食に関する意見について</li> <li>・ 第 2 回会議：書面協議 令和 4 年度 2 学期献立及び 3 学期献立（案）、給食に関する意見について</li> <li>・ 第 3 回会議：給食に関する意見交換、令和 4 年度 3 学期献立及び令和 5 年度 1 学期（案）の献立について</li> </ul>
会議の公開状況	全部の会議を非公開
部分公開・非公開の理由	会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合
開催前の公表について	
公表事項	-
開催前 7 日前までの公表	公表していない
遅滞した理由又は公表しない理由	第 1 回・第 2 回会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から書面開催としたため公表を行っていない。 第 3 回会議は、新型コロナウイルス感染拡大により直前まで書面開催とするかどうか判断に時間を要し公表を行っていない。
公表方法	-
公表の適否	×
開催後の公表について	
公表方法	ホームページ
公表の適否	×
委員の構成	学識経験者 1 人、公募による市民 1 人、公募以外の委員 13 人
公募以外の委員の内訳	学校の給食担当者 8 名、給食センター栄養教諭 2 名、PTA 代表者 1 名、学校給食課職員 2 名
委員の公募をしたか	公募していない
公募していない理由	周南市学校給食センター給食協議会設置要綱に基づき選任している。委員には P T A を代表する市民を選任している。
委員定数に対する公募委員の率 20%以上に設定したか	-
20%未満となった理由	-
備考	

◎審議会等の詳細3

審議会等の名称	周南市学校給食センター給食協議会（高尾）
設置目的	安心安全でより良い学校給食の提供をするため、献立、物資等について協議を行う。
審議会等を設置する根拠	周南市学校給食センター給食協議会設置要綱
会議開催回数（書面開催含む）	会議1回、書面会議2回、オンライン会議1回
書面会議とした理由	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、書面決議とした。
会議の議題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回会議：書面決議 令和4年度2学期分（案）の献立について</li> <li>・第2回会議：書面決議 令和4年度3学期分（案）の献立について</li> <li>・第3回会議：給食に関する意見交換、令和5年度1学期分（案）の献立について</li> </ul>
会議の公開状況	全部の会議を非公開
部分公開・非公開の理由	会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合
開催前の公表について	
公表事項	-
開催前7日前までの公表	公表していない
遅滞した理由又は公表しない理由	第1回・第2回会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から書面開催としたため公表を行っていない。 第3回会議は、新型コロナウイルス感染拡大により直前まで書面開催とするかどうか判断に時間を要し公表を行っていない。
公表方法	-
公表の適否	×
開催後の公表について	
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
委員の構成	学識経験者1人、公募による市民1人、公募以外の委員12人
公募以外の委員の内訳	学校の給食担当者7名、給食センター栄養士2名、PTA代表者1名、学校給食課職員2名
委員の公募をしたか	公募していない
公募していない理由	周南市学校給食センター給食協議会設置要綱に基づき選任している。委員にはPTAを代表する市民を選任している。
委員定数に対する公募委員の率20%以上に設定したか	-
20%未満となった理由	-
備考	

◎審議会等の詳細4

審議会等の名称	周南市学校給食センター給食協議会（住吉）
設置目的	安心安全でより良い学校給食の提供をするため、献立、物資等について協議を行う。
審議会等を設置する根拠	周南市学校給食センター給食協議会設置要綱
会議開催回数（書面開催含む）	会議2回、書面会議1回、オンライン会議1回
書面会議とした理由	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、書面会議とした。
会議の議題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回会議：書面決議 給食献立表1学期及び2学期（案）</li> <li>・第2回会議：給食献立表2学期及び3学期（案）、給食に関する意見交換</li> <li>・第3回会議：給食献立表3学期及び令和5年度1学期（案）、給食に関する意見交換</li> </ul>
会議の公開状況	全部の会議を非公開
部分公開・非公開の理由	会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合
開催前の公表について	
公表事項	-
開催前7日前までの公表	公表していない
遅滞した理由又は公表しない理由	第1回会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から書面決議としたため公表を行っていない。 第2回・第3回会議は、新型コロナウイルス感染拡大により直前まで書面開催とするかどうか判断に時間を要し公表を行っていない。
公表方法	-
公表の適否	×
開催後の公表について	
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
委員の構成	学識経験者1人、公募による市民1人、公募以外の委員9人
公募以外の委員の内訳	学校の給食担当者4名、給食センター栄養士2名、PTA代表者1名、学校給食課職員2名
委員の公募をしたか	公募していない
公募していない理由	周南市学校給食センター給食協議会設置要綱に基づき選任している。委員にはPTAを代表する市民を選任している。
委員定数に対する公募委員の枠20%以上に設定したか	-
20%未満となった理由	-
備考	

◎審議会等の詳細5

審議会等の名称	周南市学校給食センター給食協議会（新南陽）
設置目的	安心安全でより良い学校給食の提供をするため、献立、物資等について協議を行う。
審議会等を設置する根拠	周南市学校給食センター給食協議会設置要綱
会議開催回数（書面開催含む）	会議3回、書面会議-回、オンライン会議-回
書面会議とした理由	-
会議の議題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回会議：献立年間計画及び給食の時間における食に関する指導年間計画について、2学期の学校給食献立(案)について、給食に関する意見</li> <li>・第2回会議：3学期の学校給食献立(案)について、給食に関する意見</li> <li>・第3回会議：令和5年度1学期の学校給食献立(案)について、給食に関する意見</li> </ul>
会議の公開状況	全部の会議を非公開
部分公開・非公開の理由	会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合
開催前の公表について	
公表事項	-
開催前7日前までの公表	公表していない
遅滞した理由又は公表しない理由	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、公開して開催しないこととしたため、公表しなかった。
公表方法	-
公表の適否	×
開催後の公表について	
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
委員の構成	学識経験者-人、公募による市民-人、公募以外の委員20人
公募以外の委員の内訳	学校の給食担当者13人、給食センター栄養士3人、PTAの代表者1人、学校給食課職員3人
委員の公募をしたか	公募していない
公募していない理由	周南市学校給食センター給食協議会設置要綱に基づき選任している。委員にはPTAを代表する市民を選任している。
委員定数に対する公募委員の枠20%以上に設定したか	-
20%未満となった理由	-
備考	

◎審議会等の詳細6

審議会等の名称	周南市学校給食センター給食協議会（鹿野）
設置目的	安心安全でより良い学校給食の提供をするため、献立、物資等について協議を行う。
審議会等を設置する根拠	周南市学校給食センター給食協議会設置要綱
会議開催回数（書面開催含む）	会議2回、書面会議1回、オンライン会議1回
書面会議とした理由	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、書面決議とした。
会議の議題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回会議：書面決議 給食献立表1学期及び2学期（案）</li> <li>・第2回会議：給食に関する意見交換、令和4年度3学期分（案）の献立について</li> <li>・第3回会議：給食に関する意見交換、令和5年度1学期分（案）の献立について</li> </ul>
会議の公開状況	全部の会議を非公開
部分公開・非公開の理由	会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合
開催前の公表について	
公表事項	-
開催前7日前までの公表	公表していない
遅滞した理由又は公表しない理由	第1回会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から書面開催としたため公表を行っていない。第2回・第3回会議は、新型コロナウイルス感染拡大により直前まで書面開催とするかどうか判断に時間を要し公表を行っていない。
公表方法	-
公表の適否	×
開催後の公表について	
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
公表の適否	○
委員の構成	学識経験者1人、公募による市民1人、公募以外の委員6人
公募以外の委員の内訳	学校の給食担当者2名、給食センター栄養士1名、PTA代表者1名、学校給食課職員2名
委員の公募をしたか	公募していない
公募していない理由	周南市学校給食センター給食協議会設置要綱に基づき選任している。委員にはPTAを代表する市民を選任している。
委員定数に対する公募委員の枠20%以上に設定したか	-
20%未満となった理由	-
備考	

## 50 図書館の管理及び運営

教育部 中央図書館

施策の概要	市民の教育と文化の発展に寄与することを目的に図書館の管理及び運営を行う。			
施策の開始年度	不明			
施策が属する事業の名称	図書館管理運営事業			
施策自体の根拠法令等	図書館法第14条、第15条 図書館法施行規則第12条 周南市立図書館条例第8条 周南市立図書館協議会運営規則			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策以外の施策			
任意の場合に市民参画を実施した理由	図書館の管理運営について広く意見を聴取するため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	アンケート	-	その他
市民参画の方法を選択した理由	-			
施策に関する情報の公表	市民参画の実施に合わせて公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	現在の館内のコロナウイルス感染予防対策や館運営について理解を深めて頂く事ができた。また、イベント等開催に対する周知方法や各館との情報共有についての意見を受け、新たな取り組みについて検討を進めていく契機となった。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	施設分類別計画改訂への意見聴取については、様々な意見を得ることができたが、提出された意見は図書館設立までの歴史的経緯の説明や、サービス提供の内容であったため、計画に反映するに至らなかった。			
令和3年度までの市民参画の実施状況	毎年度、計画どおり協議会を開催し、館運営に対する意見を受けている。			

### (3) その他の意見等把握の取組（周南市市民参画条例第条 14 に基づく実施）

市の機関では、市民参画を実施するほか、様々な方法により市民の意見等を把握するよう取り組んでいます。

#### まちづくり提言制度

市の施設に設置した提言箱やウェブの入力フォームにより、市民の意見等を受け付け、市長をはじめ、市全体で市政運営の参考にしています。

（参考）令和4年度の受付状況

意見者数：延べ780人

意見数：888件

#### 市長と語るまちづくり懇談会

市長自らが市民の意見等を広く聴取し、市政運営に活かしていくことを目的として、懇談会を実施しています。

（参考）令和4年度の開催状況

テーマ	開催日	場所	参加者等	人数
大津島地区地域で語るまちづくり	令和4年7月14日	大津島ふれあいセンター	大津島地区コミュニティ推進協議会	11
菊川地区地域で語るまちづくり	令和4年8月10日	菊川市民センター	住みよい菊川をつくる会	23
富田西地区地域で語るまちづくり	令和4年9月28日	地域交流センター ほのぼの会館	富田西地区コミュニティ推進協議会	10
大学生住みたいまち周南になるために	令和4年10月18日	周南公立大学	周南公立大学の学生	10
中学生が描く未来の周南市	令和4年12月27日	周南市学び・交流プラザ	市内各校の中学生代表	13

## 市民アンケート

市民の市政に関する意向、意識等を的確に把握するため、市民アンケートを実施し、市政運営の参考としています。

(参考) 令和4年度の実施状況

テーマ	開催日	回答数
キャッシュレス決済に関するアンケート	令和4年6月23日 ～令和4年8月1日	278
電子図書館に関するアンケート	令和4年8月24日 ～令和4年10月3日	130
シティプロモーションについて	令和4年10月25日 ～令和4年11月30日	82
まちづくりについてのアンケート（市内の学校に通う中学生及び高校生）	令和4年9月1日 ～令和4年12月23日	3,310
まちづくりについてのアンケート（市内の学校に通う小学5年生、6年生）	令和5年2月14日 ～令和5年3月31日	1,893

※上記の他にも担当部署にて市民から意見等を受け付けています。

## 参考資料

### (1) 周南市市民参画条例

地方分権の時代を迎え、「地域のことは、地域で考え、決定し、行動しよう」、「市民に身近なことは市民が参画し、その責任において決め、解決しよう」、「自分たちの地域社会は自分たちで治めよう」という自治意識の成熟が求められるようになってきました。

幸いにも、私たちのまち・周南市では、まちづくりに対して自発的に提言し、様々な課題を主体的に解決していこうという意識をもつ市民が数多く生まれています。未来に向けて、豊かで輝きに満ちた周南市を創造していくためには、これら市民の力を結集するとともに、これまで以上に、市民自らが公共の担い手となり、自治意識と責任感、相互協力のところをはぐくみ、協働によるまちづくりを進めていくことが必要です。

こうした考え方を具体化するための第一歩として、市民一人ひとりが主体的に市政に参画するための基本的な取り決めをまとめた周南市市民参画条例をここに定めます。

市民が市政に関心をもち、自ら主体的に発言し、提案することを通して、周南のまちを市民と市がともに手を携えて築いていくことに誇りと喜びを感じられる時代がくることを、私たちは確信しています。

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、市民が主体的に市政に参画するために必要な基本事項を定めることにより、協働によるまちづくりを推進し、豊かで輝きに満ちた地域社会を築いていくことを目的とします。

##### (定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 市民 市内に住む人、働く人、学ぶ人及び市内に事務所又は事業所を有するものをいいます。
- (2) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、モーターボート競走事業管理者及び消防長をいいます。
- (3) 協働 市民と市の機関が、目標を共有した上で、対等な立場に立ち、それぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、協力し合うことをいいます。
- (4) 市民参画 市の機関が行う施策に市民の意見、提案等（以下「市民の意見等」といいます。）を反映させるため、その企画立案から実施、評価に至るまで、市民が主体的に参画することをいいます。

##### (基本原則)

第3条 市民参画の基本原則は、次のとおりとします。

- (1) 市民が、自らの意思と責任の下に行うものとします。
- (2) 市民が平等に参画することができるものとします。
- (3) 市民と市の機関が、対等な立場で、相互の役割を理解し、尊重しながら行うも

のとします。

(4) 市民と市の機関が、市政に関する情報を共有することにより行うものとします。

(市民の責務)

第4条 市民は、進んで市政に参画し、自らの知識や経験を市政に生かしていくよう努めるものとします。

2 市民は、自らの発言と行動に責任を持って市政に参画するよう努めるものとします。

3 市民は、公共の利益を図ることを基本として、お互いの意見を尊重しあいながら、市政に参画するよう努めるものとします。

(市の機関の責務)

第5条 市の機関は、市政に関する情報を積極的に市民に提供するよう努めるものとします。

2 市の機関は、市民参画の機会を積極的に設けるよう努めるものとします。

3 市の機関は、市民の意向を的確に把握し、施策に反映させるよう努めるものとします。

## 第2章 市民参画の実施等

(市民参画の対象)

第6条 市民参画の対象となる施策（以下「対象施策」といいます。）は、次のとおりとします。

(1) 市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更

(2) 市政の基本的な方針を定める条例の制定又は改廃

(3) 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例の制定又は改廃

(4) 広く市民に適用され、市民生活や事業活動に直接、重大な影響を与える制度の導入又は改廃

(5) 広く市民が利用する大規模な公共施設の設置に関する計画等の策定又は変更

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参画の対象としないことができます。

(1) 緊急を要するもの

(2) 軽易なもの

(3) 法令の規定により市民参画を実施するもの

(4) 法令の規定により施策の実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの

(5) 市の機関の内部事務処理に関するもの

(6) 市税の賦課その他金銭の徴収に関するもの

(7) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの

3 市の機関は、第1項各号に掲げるもの以外のもの（前項各号のいずれかに該当するものを除きます。）にあっても、市民参画の対象とすることができます。

4 市の機関は、対象施策としているものであって、第2項の規定により市民参画を実施しなかった場合において、市民からその理由を求められたときは、当該市民にこれを説明しなければなりません。

5 市の機関は、対象施策としているものであって、第2項第1号の緊急を要することを

理由に市民参画を実施しなかったときは、第 15 条に定める周南市市民参画推進審議会に報告しなければなりません。

(市民参画の方法)

第 7 条 この条例における市民参画の方法は、次のとおりとします。

- (1) パブリック・コメント（市の機関が施策を定めるとき、その原案を公表して、書面等により広く意見を求め、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方を公表する方法）
- (2) 市民説明会（市の機関が施策を定めるとき、市民に事業決定の前に考えを説明し、市民の意見等を聴取し、又は討議する方法）
- (3) ワークショップ（市の機関が施策を定めるとき、市民と市の機関又は市民同士が問題点を共有し、認識しながら、相互に議論、共同作業などを通して、案を作り上げていく方法）
- (4) 審議会等（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により設置された審議会、審査会等の附属機関及び市の機関が定める要綱等により設置された懇話会、研究会等に、市の機関が諮問等を行うことにより意見等を求める方法）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法

(市民参画の実施)

第 8 条 市の機関は、市民参画を実施しようとするときは、前条各号に掲げる市民参画の方法のうちから、適切な方法により実施します。

2 市の機関は、市民参画を実施しようとするときは、次の事項に配慮します。

- (1) 必要と認められるときは、複数の方法により多様な市民の意見等が得られるようにすること。
- (2) 高度な専門性を必要とする施策については、深い知識と経験を持つ市民の参画が得られるようにすること。
- (3) 地域性を有する施策については、対象となる地域の市民の参画が得られるようにすること。

3 市の機関は、市民参画を実施しようとするときは、その結果を施策の決定に生かすことができる適切な時期に実施するものとします。

4 市の機関は、市民参画を実施しようとするときは、周南市情報公開条例（平成 16 年周南市条例第 36 号）に定める不開示情報に該当するものを除き、施策に関する情報を適切な時期に公表するものとします。

(提出された意見等の検討)

第 9 条 市の機関は、市民参画の実施により提出された市民の意見等を尊重し、検討します。

(公表の方法)

第 10 条 この条例に定める公表の方法は、次に定めるとおりとし、2 以上の方法で行うこととします。

- (1) 市広報紙への掲載
- (2) 市ホームページへの掲載

- (3) ケーブルテレビでの放映
- (4) 周南市公告式条例（平成15年周南市条例第3号）に定める掲示場への掲示
- (5) 市の機関が設置する情報公開・個人情報保護担当の窓口への備付け
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民に広く周知できる方法

（パブリック・コメントの実施）

第11条 市の機関は、パブリック・コメントを実施するときは、次の事項を公表します。

- (1) 施策の案及びその案に関する資料
- (2) 意見の提出先、提出期間及び提出手段
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

2 パブリック・コメントにおける意見の提出期間は、前項の規定による公表の日から原則として1箇月とします。

3 パブリック・コメントにおける意見の提出手段は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 書面持参
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める手段

4 パブリック・コメントにより意見を提出しようとするものは、住所、氏名（法人その他の団体にあつては所在地、名称及び代表者氏名）及び連絡先を明らかにします。

5 市の機関は、パブリック・コメントにより提出された意見に対する検討を終えたときは、周南市情報公開条例に定める不開示情報に該当するものを除き、意見の概要及び市の機関の考え方並びに施策の案を修正したときはその修正内容を公表します。

（市民説明会、ワークショップ等の実施の公表）

第12条 市の機関は、市民説明会、ワークショップその他市の機関が行う施策に市民の意見等を反映させるため市民に参画を求める集会を実施するときは、日時、場所、内容等に関する情報を開催日の2週間前までに公表します。

2 市の機関は、市民説明会、ワークショップその他市の機関が行う施策に市民の意見等を反映させるため市民に参画を求める集会を実施したときは、周南市情報公開条例に定める不開示情報に該当するものを除き、開催記録を公表します。

（審議会等の委員公募及び会議の公開）

第13条 市の機関は、審議会等の委員を選任するときは、委員の公募に努めます。

2 審議会等の委員の公募に関し必要な事項は、別に定めるところによります。

3 審議会等の会議は、事前に開催を公表し、周南市情報公開条例第22条の規定により公開します。

（意向の把握）

第14条 市の機関は、この章に定めるもののほか、適切な方法により、広く市民の意識や意見を把握するよう努めます。

### 第3章 市民参画の推進

（市民参画推進審議会の設置）

第15条 この条例に定める市民参画の適正な運用及び市民参画を推進する上で必要な事

項を審議するために周南市市民参画推進審議会（以下「推進審議会」といいます。）を設置します。

- 2 推進審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議します。
  - (1) 第6条第5項の規定による報告に関する事項
  - (2) 市民参画の実施状況の評価に関する事項
  - (3) この条例の運用状況に関する事項
  - (4) 市民参画の方法の研究及び改善に関する事項
  - (5) この条例の見直しに関する事項
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市民参画に関する基本的事項
- 3 推進審議会は、市民参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べるができます。
- 4 推進審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織します。
  - (1) 市長が行う公募に応じた者
  - (2) 学識経験者
  - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 5 推進審議会の委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 6 推進審議会の委員は、再任されることができます。

(市民参画の実施状況等の公表)

第16条 市長は、毎年度、市民参画の実施状況及び推進審議会における評価（前条第2項第2号の規定による評価をいいます。）結果をまとめて公表します。

(市民参画の方法の普及等)

第17条 市民と市の機関は、様々な市民参画の方法の普及に努めるとともに、それらの長所及び短所を理解し、有効に運用できる人材の養成に努めます。

#### 第4章 雑則

(意思決定過程の特例)

第18条 審議会等がこの条例に定める市民参画の方法に準じて策定した報告、提言又は答申に基づき、市の機関が行う施策については、この条例に定める市民参画を実施する必要はありません。

(条例の見直し)

第19条 市長は、社会情勢の変化や市民参画の状況を踏まえ、必要に応じ、この条例の見直しを行います。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

## **(2) 周南市市民参画条例施行規則**

(趣旨)

第1条 この規則は、周南市市民参画条例（平成18年周南市条例第67号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(大規模な公共施設の範囲)

第2条 条例第6条第1項第5号に規定する大規模な公共施設は、事業費がおおむね10億円以上のものとする。

(市民参画の対象としなかった場合の取扱い)

第3条 条例第6条第5項の規定による報告は、緊急処理理由書（別記様式第1号）により行う。

(資料全体を公表することが困難な場合の取扱い)

第4条 条例第8条第4項、第11条第1項及び第5項、第12条並びに第16条の規定による公表を行う場合において、対象となる施策の内容全体（図面、冊子、大量な資料等）を公表することが困難なときは、当該内容全体の閲覧方法を明示したうえで、その概要を公表することができる。

(パブリック・コメントを実施する場合の公表事項)

第5条 条例第11条第1項に規定するパブリック・コメントを実施する場合において公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施策の案の名称
- (2) 施策の案及びその案に関する資料
- (3) 意見を提出できるもの
- (4) 意見の提出先、提出期間及び提出手段
- (5) 意見を提出する場合の記載事項
- (6) 提出された意見の検討結果の公表の仕方
- (7) 施策の案等の閲覧方法及び閲覧場所
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

(パブリック・コメントにより意見を提出する場合の記載事項)

第6条 パブリック・コメントにより意見を提出しようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面等を条例第11条第1項の規定による市の機関が公表したところにより、提出するものとする。

- (1) 施策の案の名称
- (2) 施策の案に対する意見
- (3) 住所（法人その他の団体にあつては所在地）
- (4) 氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者名）
- (5) 連絡先（前2号に掲げるもののほか、電話番号、電子メールアドレス等、市の機関が意見を提出したものへ通信する際に利用する情報をいう。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

(市民説明会、ワークショップ等を実施する場合の公表事項)

第7条 条例第12条第1項に規定する市民説明会、ワークショップ等を実施する場合において公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 集会の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 集会の議題（テーマ）
- (4) 参加できるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項  
（市民説明会、ワークショップ等を実施した場合の公表事項）

第8条 条例第12条第2項の規定により公表する開催記録は、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 集会の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 集会の議題（テーマ）
- (4) 集会の内容
- (5) 参加者数
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項  
（市民参画の実施状況の報告）

第9条 市民参画を実施した担当課等の長は、その結果を、当該年度の翌年度、別に定める様式により、速やかに市民参画担当課長へ提出するものとする。条例第18条に規定する意思決定過程の特例によるときも、同様とする。

（周南市市民参画推進審議会の組織及び運営）

第10条 条例第15条に規定する周南市市民参画推進審議会（以下「推進審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（推進審議会の会議）

第11条 会長は、推進審議会の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 推進審議会は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明や意見を聴くことができる。

（推進審議会の庶務）

第12条 推進審議会の庶務は、市民参画担当課において処理する。

（推進審議会の運営）

第13条 前3条に定めるもののほか、推進審議会の運営に関し必要な事項は、会長が推進審議会に諮って定める。

（その他）

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。